

| 基本方向（大柱） | 中柱 | | 重点的取組み | 令和4年度当初予算事業名 | （一部） | 令和4年度当初予算額（千円） | 令和3年度実施事業計画 | 令和3年度実施事業実績 | 令和3年度当初予算事業名 | （一部） | 令和3年度当初予算額（千円） | 評価 | 課題 | 担当課 | 担当グループ | |
|---|--|-----|--------|--------------|-----------------|-----------------|---|---|--|--------------|----------------|-------|--|--|--------|-----|
| | 小柱 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 本掲 | 再掲 | | | | | | | | | | | | | | |
| 【大学、専門学校等】 | 【県立高等学校・中等教育学校におけるシチズンシップ教育の取組】 シチズンシップ教育の3領域のうち「経済に関する教育」の一環として消費者教育に取り組む。 | | — | — | （一部） | 200 | 【県立高等学校・中等教育学校におけるシチズンシップ教育の取組】 シチズンシップ教育の3領域のうち「経済に関する教育」の一環として消費者教育に取り組む。 | 各県立高等学校・中等教育学校において、シチズンシップ教育の3領域のうち「経済に関する教育」の一環として外部機関と連携し、消費者教育に取り組んだ。 | — | （一部） | 200 | ○ | 新型コロナウイルスの影響で消費生活出前講座を依頼した高等学校の数が減ったため、ICTを活用する等、コロナ禍にあっても実施しやすい事業について検討する必要がある。 | 高校教育課 | | |
| | 【小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等における消費者教育の推進】 学校教育においては、学習指導要領に基づき、社会科、公民科、家庭科、技術・家庭科などの教科を中心に、消費者教育を実施する。 | | — | — | （一部） | — | 【小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等における消費者教育の推進】 学校教育においては、学習指導要領に基づき、社会科、公民科、家庭科、技術・家庭科などの教科を中心に、消費者教育を実施する。 | 学校教育においては、各校種の学習指導要領に基づき、社会科、公民科、家庭科、技術・家庭科などの教科を中心に、消費者教育を実施した。 | — | （一部） | — | ○ | 学校教育においては、引き続き学習指導要領に基づき、社会科、公民科、家庭科、技術・家庭科などの教科を中心に、消費者教育を実施する必要がある。中でも、高等学校及び特別支援学校高等部の生徒については、成年年齢引下げに伴い、消費者トラブルの増加が予想されるため、一層の充実を図っていく必要がある。 | 高校教育課 子ども教育支援課 特別支援教育課 | | |
| | 【若者向け成年年齢引下げ啓発映像の発信】 成年年齢引下げに伴い若者が巻き込まれるおそれのある消費者トラブルと対処法について啓発するため、制作した動画を活用し、情報発信を行う。 | | 2イ② | 再 | 重点2 | — | — | 【若者向け成年年齢引下げ啓発映像の発信】 成年年齢引下げに伴い若者が巻き込まれるおそれのある消費者トラブルと対処法について啓発するため、制作した動画を活用し、情報発信を行う。 | 若者向け成年年齢引下げ啓発アニメ「コレがまさかのアレでした。～若者の消費者被害～」 YouTubeでの配信 市町村との連携による放映 ・JR川崎駅アゼリアビジョン 11月19日～25日 ・南足柄市成人式 ロビー 1月9日 | — | （一部） | — | ○ | 引き続き、若者向け啓発動画を活用した啓発を行っていく必要がある。 | 消費生活課 | 推進G |
| | 【「契約のきりふだ(若者編)」の活用】 消費者トラブルの手口と対処法、契約の基本事項等金銭教育に関する啓発資料を活用する。 ＜「高齢者編」「若者編」を隔年で作成。（令和4年度は「高齢者編」を作成）＞ | | 本 | 1ア①小中高 | 重点2 | — | — | 【「契約のきりふだ(若者編)」の発行】 消費者トラブルの手口と対処法、契約の基本事項等金銭教育に関する啓発資料を発行する。 ＜「高齢者編」「若者編」を隔年で作成。（令和3年度は「若者編」を作成）＞ | 「契約のきりふだ(若者編)」90,000部 (主な配布先) 県内全高等学校、大学、専修学校 474カ所 このほか 市町村との共同発行 53,400部 大学・専修学校との共同発行 3,200部 | 金融広報活動推進費 | （一部） | 1,750 | ○ | 若者に多くみられる消費者トラブルへの注意喚起や消費生活相談窓口の周知のため、令和3年度に作成したリーフレットの効果的な活用を図る必要がある。 | 消費生活課 | 推進G |
| | 【消費生活出前講座の実施(大学等向け)】 消費生活出前講座を学校向けに実施する。(学校向け10回程度) | | 1ア①小中高 | 再 | 重点2 | 消費者教育啓発学習事業費 | 250 | 【消費生活出前講座の実施(大学等向け)】 消費生活出前講座を学校向けに実施する。(25回程度) | 「消費生活出前講座(大学等向け)」 1回 延べ365人参加 ※新型コロナウイルスの影響により回数減 | 消費者教育啓発学習事業費 | （一部） | 500 | △ | 引き続き対面方式に加えて、オンライン方式による講座実施を進めていく必要がある。 | 消費生活課 | 推進G |
| | 【インターネット被害未然防止講座の実施(大学等向け)】 無料で講師を派遣し、インターネットの危険性や使用する際の注意点などを、わかりやすく学べる「インターネット被害未然防止講座」を学校向けに実施する。(学校向け25回程度) | | 2ア③ | 再 | 重点2 | 消費者教育啓発学習事業費 | 5,671 | 【インターネット被害未然防止講座の実施(大学等向け)】 無料で講師を派遣し、インターネットの危険性や使用する際の注意点などを、わかりやすく学べる「インターネット被害未然防止講座」を学校向けに実施する。(40回程度) | 「インターネット被害未然防止講座(大学等向け)」 16回 延べ1,011人参加 | 消費者教育啓発学習事業費 | （一部） | 6,190 | △ | 引き続き、インターネットによる消費者被害・トラブル未然防止のための啓発を行っていく必要がある。 | 消費生活課 | 推進G |
| | 【若者向け消費者市民社会の啓発】 成年年齢引下げに関する注意喚起や消費者トラブルに巻き込まれた際の相談先の周知のため、啓発物品を作成し、県内大学等に配布するとともに学生ポータルサイトを活用し情報発信する。 | | — | — | — | 消費者教育強化事業費(交付金) | 6,450 | 【成年年齢引下げに関する注意喚起】 大学・短期大学、専修学校へ啓発ポスターの配布を行う。 | 「成年年齢引下げ啓発ポスター」1,500部(増刷) (主な配布先) 大学・短期大学58校、専修学校105校 「学生ポータルサイトを活用した情報提供」 9月 県内大学37校 | — | （一部） | — | ○ | 成年年齢引下げにより、これまで20歳以上に多かった消費者トラブルが、大学1・2年生(18歳・19歳)にも拡大することが懸念されるため、対象の学生一人一人に伝わるような啓発方法を今後検討していく必要がある。 | 消費生活課 | 推進G |
| | 【神奈川県金融広報委員会と連携した金融経済教育(学校向け)】 金融経済情報資料を配布するとともに、経済講演会や金融広報アドバイザー派遣講座を実施する。 | | 1イ③ | 再 | — | 県金融広報委員会事業 | — | 【神奈川県金融広報委員会と連携した金融経済教育(学校向け)】 金融経済情報資料を配布するとともに、経済講演会や金融広報アドバイザー派遣講座を実施する。 | 「金融広報アドバイザー派遣講座」 0回 ※新型コロナウイルスの影響により「経済講演会」は中止 | 県金融広報委員会事業 | （一部） | — | × | 引き続き、県金融広報委員会と連携して、金融経済に関する教育、消費者トラブル未然防止のための啓発を行っていく必要がある。 | 消費生活課 | 推進G |
| | ②地域社会での消費者教育の推進 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 【地域】 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 【「契約のきりふだ(高齢者編)」の発行】 消費者トラブルの手口と対処法、契約の基本事項等金銭教育に関する啓発資料を場面に応じて提供し、活用する。 ＜「高齢者編」「若者編」を隔年で作成。（令和4年度は「高齢者編」を作成）＞ | | 本 | 2イ① | 重点1 | 金融広報活動推進費 | 1,750 | 【「契約のきりふだ(高齢者編)」の活用】 消費者トラブルの手口と対処法、契約の基本事項等金銭教育に関する啓発資料を場面に応じて提供し、活用する。 ＜「高齢者編」「若者編」を隔年で作成。（令和3年度は「若者編」を作成）＞ | 「契約のきりふだ(高齢者編)」(令和2年11月発行) 消費生活出前講座等で約8,000部活用 | — | （一部） | — | ○ | 引き続き、高齢者に多く見られる消費者トラブルに関する情報を、見やすさや読みやすさを工夫し、分かりやすい内容で発信していく必要がある。 | 消費生活課 | 推進G | |
| 【消費生活出前講座の実施(高齢者、障がい者及び見守る人対象)】 消費生活出前講座を実施する。(高齢者、障がい者及び見守る人向け10回程度) | | 本 | 2イ① | 重点1 | 消費者教育啓発学習事業費 | 250 | 【消費生活出前講座の実施(高齢者、障がい者及び見守る人対象)】 消費生活出前講座を実施する。(高齢者、障がい者及び見守る人向け25回程度) | 「消費生活出前講座(高齢者、障がい者等向け)」 9回 延べ370人参加 | 消費者教育啓発学習事業費 | （一部） | 500 | △ | 引き続き、講座の活用が進むよう、受講希望者のニーズに応じた効果的な実施方法や、周知方法を検討していく必要がある。 | 消費生活課 | 推進G | |
| 【インターネット被害未然防止講座の実施(高齢者・障がい者等対象)】 無料で講師を派遣し、インターネットの危険性や使用する際の注意点などを、わかりやすく学べる「インターネット被害未然防止講座」を実施する。(高齢者、障がい者等向け5回程度) | | 2ア③ | 再 | 重点1 | 消費者教育啓発学習事業費 | 5,671 | 【インターネット被害未然防止講座の実施(高齢者・障がい者等対象)】 無料で講師を派遣し、インターネットの危険性や使用する際の注意点などを、わかりやすく学べる「インターネット被害未然防止講座」を実施する。(高齢者、障がい者等向け5回程度) | 「インターネット被害未然防止講座(高齢者・障がい者等向け)」 3回 延べ91人参加 | 消費者教育啓発学習事業費 | （一部） | 6,190 | △ | 高齢者向けの講座実施数が少ないことから、活用促進を図っていく必要がある。 | 消費生活課 | 推進G | |
| 【神奈川県金融広報委員会と連携した金融経済教育(高齢者・障がい者等対象)】 金融経済情報資料を配布するとともに、経済講演会や金融広報アドバイザー派遣講座を実施する。 | | 1イ③ | 再 | — | 県金融広報委員会事業 | — | 【神奈川県金融広報委員会と連携した金融経済教育(高齢者・障がい者等対象)】 金融経済情報資料を配布するとともに、経済講演会や金融広報アドバイザー派遣講座を実施する。 | 「金融広報アドバイザー派遣講座」 3回 延べ68人参加 ※新型コロナウイルスの影響により「経済講演会」は中止 | 県金融広報委員会事業 | （一部） | — | △ | 引き続き、県金融広報委員会と連携して、金融経済に関する教育、消費者トラブル未然防止のための啓発を行っていく必要がある。 | 消費生活課 | 推進G | |
| 【高齢者等見守りネットワーク構築に係る啓発等】 関係機関と連携し、高齢者、障がい者及び見守る人を対象とした啓発を実施するとともに、市町村への個別の働きかけを推進し、県全体での見守りネットワーク構築につなげる。 | | 2イ① | 再 | 重点1 | 消費者教育強化事業費(交付金) | 3,750 | 【高齢者等見守りネットワーク構築に係る啓発等】 関係機関と連携し、高齢者、障がい者及び見守る人を対象とした啓発を実施するとともに、市町村での意見交換会等を通じて、県全体での見守りネットワーク構築につなげる。 | 個別の働きかけを実施(小田原市、大和市) 「高齢者・障がい者向け啓発ツール「眼鏡拭き」の作成・配布」 25,000枚作成 (主な配布先) 31市町(市町福祉関係課、関係機関を通じて高齢者へ配布) | 消費者教育強化事業費(交付金) | （一部） | 2,250 | △ | 引き続き、個別に市町村を訪問し課題の聞き取りを行う等働きかけを行う必要がある。また、市町村の中で消費生活行政担当課と福祉各課、関係団体等の連携が図れるよう、見守りネットワーク構築のための支援を行う必要がある。 | 消費生活課 | 推進G | |
| 【エシカル消費の普及】 持続可能な社会の形成に向けて、食品ロス、フェアトレード等のエシカル消費の普及に向けて、SNS等を活用した啓発を図る。 また、消費者市民社会の形成にかかる啓発資料を発行する。 | | 1ウ① | 再 | — | 消費者教育強化事業費(交付金) | 2,500 | 【エシカル消費の普及】 持続可能な社会の形成に向けて、食品ロス、フェアトレード等のエシカル消費の普及に向けて、SNS等を活用した啓発を図る。 | 「SNS等を活用した啓発」 消費者月間(5月1日～31日)投稿数 5回 かながわ消費者週間(10月9日～15日)投稿数 8回 3月(食品ロス削減レシピを含む)投稿数 12回 資源循環推進課との連携(てまえどり周知)投稿数 2回 | — | （一部） | — | ○ | 「エシカル消費」の認知度がまだ低いため、SNSを活用するなどして、エシカル消費の普及啓発を引き続き行っていく必要がある。普及啓発については、プラスチックごみの削減や食品ロスの推進など、引き続き庁内の関連部署と連携した取組みが必要である。 | 消費生活課 | 推進G | |

注 *一箇所しか掲載のない事業は「本掲」の表記はしません。
*「本・再掲の別」は個々の事業単位としました。(予算事業単位ではありません。)
*当初予算額が「(一部)」となっているものの中には、消費者施策に係る事業以外の予算額が含まれているものがあります。(分割できないため)

| 基本方向（大柱） | 中柱 | | 重点的取組み | 令和4年度当初予算事業名 | （一部） | 令和4年度当初予算額（千円） | 令和3年度実施事業計画 | 令和3年度実施事業実績 | 令和3年度当初予算事業名 | （一部） | 令和3年度当初予算額（千円） | 評価 | 課題 | 担当課 | 担当グループ | |
|----------|-------------------------|----|--------|--------------------------|------|----------------|---|---|--------------------------|------|----------------|----|--|-----------|-----------|----|
| | 小柱 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 令和4年度実施事業計画 | 本掲 | | | | | | | | | | | | | | 再掲 |
| | 【家庭】 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 重点2 | 消費者教育強化事業費（交付金） | | 9,000 | 【保護者向け成年年齢引下げ啓発の実施】 成年年齢引下げに伴う消費者トラブルの未然防止のため、若者本人だけでなくその保護者に向け、動画を制作するとともに、Webを中心とした広告を行うことにより、理解促進を図る。 | 「保護者向け成年年齢引下げ啓発アニメ『コレがまさかのアレでした。』」のWeb広告 媒体 YouTube、Facebook、Instagram、LINE、Yahoo! 期間 令和3年12月～令和4年3月10日 完了視聴数 3,733,197回 「保護者向け成年年齢引下げ啓発ウェブサイト『あなたのお子さんは大丈夫？“18歳”が狙われる消費者トラブル』」 サイトアクセス数 142,158（令和4年3月31日時点） | 消費者教育強化事業費（交付金） | | 15,000 | ○ | 成年年齢引下げによる消費者トラブルの未然防止のため、若者本人だけでなくその保護者に対する啓発を引き続き行う必要がある。 | 消費生活課 | 推進G | |
| | | | | 県金融広報委員会事業 | | - | 【神奈川県金融広報委員会と連携した金融経済教育（一般向け）】 金融経済情報資料を配布するとともに、経済講演会や金融広報アドバイザー派遣講座を実施する。 | 「金融広報アドバイザー派遣講座」 10回 延べ141人参加 ※新型コロナの影響により「経済講演会」は中止 | 県金融広報委員会事業 | | - | ○ | 引き続き、県金融広報委員会と連携して、金融経済に関する教育、消費者トラブル未然防止のための啓発を行っていく必要がある。 | 消費生活課 | 推進G | |
| | | | | 消費者教育啓発学習事業費 | （一部） | 250 | 【消費生活出前講座の実施（一般向け）】 消費生活出前講座を一般向けに実施する。（5回程度） | 「消費生活出前講座（一般向け）」 4回 延べ211人参加 | 消費者教育啓発学習事業費 | （一部） | 500 | △ | 引き続き対面方式に加えて、オンライン方式による講座実施を進めていく必要がある。 | 消費生活課 | 推進G | |
| | | | | 消費者教育啓発学習事業費 | （一部） | 5,671 | 【インターネット被害未然防止講座の実施（一般向け）】 無料で講師を派遣し、インターネットの危険性や使用する際の注意点を、わかりやすく学べる「インターネット被害未然防止講座」を参加者募集型等により実施する。（22回程度） | 「インターネット被害未然防止講座（一般向け）」 一般向け出前型 16回 延べ289人参加 参加者募集型 16回 延べ262人参加 | 消費者教育啓発学習事業費 | （一部） | 6,190 | ○ | 引き続き、インターネットによる消費者被害・トラブル防止のための啓発を行っていく必要がある。 | 消費生活課 | 推進G | |
| | | | | - | | - | 【サイバーセキュリティ月間に係る普及・啓発行事「サイバーセキュリティセミナー」の実施（一般向け）】 情報セキュリティについての普及・啓発行事を開催する。（1回）開催方法については、調整予定。 | 「サイバーセキュリティセミナー（オンライン開催）」 1回 77名参加 | - | | - | ○ | 新型コロナ対策を考慮しつつ、例年のような対面での開催とオンラインを併用するなど、開催方法について検討する必要がある。 | デジタル戦略本部室 | 情報セキュリティG | |
| | ③職域での消費者教育の促進 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 消費者行政企画調整費 | | 28 | 【事業者向け研修会等の実施】 消費者から信頼される事業者活動促進のため、事業者団体との連携により、消費生活行政に係る情報提供等を行う。 | ・景品表示法研修資料の食品衛生課ホームページへの掲載 ・事業者向けセミナー1回（かながわ住まいまちづくり協会）6名参加 | 消費者行政企画調整費 | | 28 | △ | 今後も、オンライン会議等により継続的に消費生活行政に係る情報提供等を行う必要がある。 | 消費生活課 | 指導G | |
| | | | | 消費者教育啓発学習事業費 | （一部） | 250 | 【消費生活出前講座の実施（職域）】 消費生活出前講座を実施する。（従業者等向け5回程度） | 「消費生活出前講座（従業者等向け）」 0回 ※新型コロナの影響により実施実績なし | 消費者教育啓発学習事業費 | （一部） | 500 | × | より多くの人が受講できるよう、事業者に向けた広報を強化する必要がある。 | 消費生活課 | 推進G | |
| | | | | 県金融広報委員会事業 | | - | 【神奈川県金融広報委員会と連携した金融経済教育（職域）】 金融経済情報資料を配布するとともに、経済講演会や金融広報アドバイザー派遣講座を実施する。 | 「金融広報アドバイザー派遣講座」 0回 ※新型コロナの影響により実施実績なし | 県金融広報委員会事業 | | - | × | より多くの人が受講できるよう、県金融広報委員会と連携して、広報を強化する必要がある。 | 消費生活課 | 推進G | |
| | イ 消費者教育の拠点機能の発揮と連携の推進 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ①消費生活相談情報を踏まえた研修実施・教材作成 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 重点1・2 | 金融広報活動推進費 | | 1,750 | 【契約のきりふだ(高齢者編)】の発行及び「契約のきりふだ(若者編)の活用」 消費者トラブルの手口と対処法、契約の基本事項等金融教育に関する啓発資料を発行するとともに、場面に応じて提供し、活用する。 <「高齢者編」「若者編」を隔年で作成。（令和4年度は「高齢者編」を作成）> | 「契約のきりふだ（若者編）」発行 県発行 90,000部 （主な配布先） 県内全高等学校、大学、専修学校 474カ所 市町村共同発行分 53,400部 学校共同発行分 3,200部 「契約のきりふだ（高齢者編）」（令和2年11月発行） 消費生活出前講座等で約8,000部活用 | 金融広報活動推進費 | | 1,750 | ○ | 高齢者編については、引き続き高齢者に多く見られる消費者トラブルに関する情報を、見やすさや読みやすさを工夫し、分かりやすく伝えていく必要がある。 若者編については、若者に多くみられる消費者トラブルへの注意喚起や消費生活相談窓口の周知のため、令和3年度に作成したリーフレットの効果的な活用を図る必要がある。 | 消費生活課 | 推進G | |
| | | | | 消費者行政企画調整費 | （一部） | 1,574 | 【「かながわ消費生活注意・警戒情報」の発行】 県内の消費生活相談窓口等に寄せられた相談事例の中から、消費者に特に周知する必要がある情報を迅速かつ的確に、県内に広く提供する。（月1回、随時） | 「かながわ消費生活注意・警戒情報」 13回発行（臨時号1回含む。） 各6,200部 テーマ「新成人を狙うエステなど的高額契約に注意！」等 （主な配布先） 市町村、消費者団体、老人会、社会福祉協議会等 348箇所 | 消費生活相談員等レベルアップ推進事業費（交付金） | | 628 | ○ | 県内の消費生活相談窓口にはまだ寄せられていない新たな手口によるトラブルの未然防止につながる情報を、積極的に収集していく必要がある。 | 消費生活課 | 相二G | |
| | | | | 消費生活相談機能支援事業費 | （一部） | 580 | 【消費生活相談員、行政職員に対する人材育成研修の実施】 消費生活相談員や相談員有資格者に対し、相談窓口で必要な実践的な人材育成研修を実施する。（8回） また、行政職員に対し、消費生活行政を担う上で業務上不可欠な知識を習得するための研修（「基礎編」2日間、「応用編」3回）を実施する。 | 「人材育成研修（オンデマンド配信）」 4回 延べ287名参加 「行政職員研修（オンデマンド配信）」 基礎編 2回 延べ89名参加 応用編 1回 延べ38名参加 | 消費生活相談機能支援事業費 | | 642 | △ | オンデマンド配信としたことで、受講者は増え、受講の機会は以前よりも確保できるようになったが、視聴期間を延ばして欲しいとの要望が上がっていることから、対応を進めていく必要がある。 | 消費生活課 | 相一G・相二G | |
| | | | | | | | <「消費生活相談員、行政職員に対する人材育成研修の実施」・「新規課題対応研修」で対応> | 「県及び市町村消費生活相談員レベルアップ研修（オンデマンド配信）」 5テーマ 延べ322名参加 （テーマ） ・消費生活相談情報カード作成と活用 ・オンライン・プラットフォームの役割と課題 ・オンラインゲームトラブル ・PIO-NETの入力情報の整理について ・特定商取引法事例検討 | 消費生活相談員等レベルアップ推進事業費（交付金） | （一部） | 579 | △ | Web研修を受講する環境が整っていない市町村に対しては、別の受講方法を提供する必要がある。また、収録した研修映像の効率的な活用を進めていく必要がある。 | 消費生活課 | 相二G | |
| | | | | 消費生活相談員等レベルアップ推進事業費（交付金） | （一部） | 216 | 【新規課題対応研修】 消費生活相談における新たな課題に対応するため、県・市町村の行政職員及び相談員を対象とした新規テーマを扱う研修を実施する。（1テーマ 2回） | 「新規課題対応研修（オンデマンド配信）」 1テーマ 1回 56名参加 （テーマ） ・インターネット広告の現状と課題 | 消費生活相談員等レベルアップ推進事業費（交付金） | （一部） | 579 | △ | 法令改正や新たな消費者トラブルについての知識など、相談現場のニーズに合った研修内容を計画・実施し、消費生活相談員の資質向上を図る必要がある。 | 消費生活課 | 相二G | |

注 *一箇所しか掲載のない事業は「本掲」の表記はしません。
*「本・再掲の別」は個々の事業単位としました。（予算事業単位ではありません。）
*当初予算額が「（一部）」となっているものの中には、消費者施策に係る事業以外の予算額が含まれているものがあります。（分割できないため）

| 基本方向（大柱） | 中柱 | | 重点的取組み | 令和4年度当初予算事業名 | （一部） | 令和4年度当初予算額（千円） | 令和3年度実施事業計画 | 令和3年度実施事業実績 | 令和3年度当初予算事業名 | （一部） | 令和3年度当初予算額（千円） | 評価 | 課題 | 担当課 | 担当グループ |
|--|---|----|--|--------------|---------------|----------------|---|--|--|------------|----------------|--|---|----------------|---------------|
| | 小柱 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 本掲 | 再掲 | | | | | | | | | | | | | |
| ②消費者教育の担い手の育成・活動の支援 | [消費者教育推進連携・協働事業 ポータルサイトの運営] 消費者の学びの場と消費者教育の担い手を結びつける消費者教育ポータルサイトを運営する。 | | 1イ② | 再 | — | — | [消費者教育推進連携・協働事業 ポータルサイトの運営] 消費者の学びの場と消費者教育の担い手を結びつける消費者教育ポータルサイトを運営する。 | 「つながる・かながわ 消費者教育 ーかながわ消費者教育サポートサイトー」の随時更新を行い、広く県民に情報提供を行った。 | — | — | ○ | 広く県民に情報提供を行うため、わかりやすいサイト構成や閲覧者の利便性を高める工夫が必要である。 | 消費生活課 | 推進G | |
| | [消費生活eモニターアンケート実施] 消費生活に関する県民の意識調査をするため、インターネットを利用して実施する。（年2回程度実施） | | — | — | — | — | [消費生活eモニターアンケート実施] 消費生活に関する県民の意識調査をするため、インターネットを利用して実施する。（年3回程度実施） | 第1回eモニターアンケート（8月25日～9月3日） テーマ「SDGs・エシカル消費について」 回答者250名/対象者311名 第2回eモニターアンケート（11月19日～28日） テーマ「『新しい生活様式』を踏まえた消費生活に関する普及・啓発活動等について」 回答者230名/対象者311名 第3回eモニターアンケート（2月4日～13日） テーマ「消費生活と消費者行政について」 回答者236名/対象者311名 | — | — | ○ | 県の消費者行政施策展開の参考とするため、事業等の現状把握や今後の方向性の検討等に資する調査となるよう、調査項目を精査する必要がある。 | 消費生活課 | 推進G | |
| | [市町村に対する啓発資料の提供] 市町村の消費生活相談窓口が、消費者教育の拠点としての役割を果たせるよう、県作成の啓発資料等を提供する。 | | — | — | — | — | [市町村に対する啓発資料の提供] 市町村の消費生活相談窓口が、消費者教育の拠点としての役割を果たせるよう、県作成の啓発資料等を提供する。 | 啓発資料の市町村消費生活相談窓口等への提供数 ・契約のきりふだ(高齢者編) 5,990部 ・契約のきりふだ(若者編) 24,650部 ・クーリング・オフはがき作成セット 2,650部 ・インターネットの危ない世界part2 970部 等 | — | — | ○ | より多くの消費者の手に届くように配布場所、配布方法を市町村と調整して検討する必要がある。 | 消費生活課 | 推進G | |
| | ③消費生活に関連するその他の教育との連携 | | 1ア①小中高 | 再 | 重点2 | 消費者教育推進事業費 | 405 | [消費者教育教員研修の実施] 教員等を対象に、幅広い消費者問題に関する研修を実施する。（2か月程度オンデマンド配信） | {消費者教育教員研修（オンデマンド配信）} 配信期間 7月1日～8月31日 8分野13講座 延べ606名参加 | 消費者教育推進事業費 | 650 | ○ | 令和3年度は、夏季休業期間にオンデマンド配信により全講座を実施したが、講座の内容に応じた実施方法や配信期間について検討する必要がある。 | 消費生活課 | 推進G |
| [消費生活相談員有資格者に向けての担い手育成研修の実施] 消費生活相談員有資格者を対象に、消費者問題に関する講座の実施に必要な知識や技能等を習得するための研修を実施する。 | | — | — | — | 消費生活相談機能支援事業費 | 36 | 新[消費生活相談員有資格者に向けての担い手育成研修の実施] 消費生活相談員有資格者を対象に、消費者問題に関する講座の実施に関する研修を実施する。 | 「消費者教育の担い手の育成・活動の支援についての研修（オンデマンド配信）」57名参加 （テーマ） 「スマホと若者の現実を捉える」 ～スマホ時代の若者の消費者トラブルに対応するために～ | 消費生活相談機能支援事業費 | 36 | ○ | 消費者教育の担い手として活動できるような人材をより多く育成できる研修内容を検討し、実施していく必要がある。 | 消費生活課 | 推進G | |
| [消費者団体やNPO等による消費者教育に関する取組の支援] 消費者月間及びかながわ消費者週間において、消費者団体やNPO等が取り組んでいる消費者教育について、SNSを活用して広く県民に情報提供を行う。 | | — | — | — | — | — | [消費者団体やNPO等による消費者教育に関する取組の支援] 消費者月間及びかながわ消費者週間において、消費者団体やNPO等が取り組んでいる消費者教育について、SNSを活用して広く県民に情報提供を行う。 | 「SNS投稿数」 消費者月間（5月1日～31日）12団体 18回 消費者週間（10月9日～15日）11団体 17回 | — | — | ○ | 引き続き、消費者団体やNPO等への情報提供を行うとともに、消費者団体やNPO等の日々の活動をSNS等で発信していく必要がある。 | 消費生活課 | 推進G | |
| [消費者教育推進連携・協働事業 ポータルサイトの運営] 消費者教育の担い手と消費者の学びの場を結びつける消費者教育ポータルサイトを運営する。 | | 本 | 1イ① 1ウ① 2ア② | — | — | — | [消費者教育推進連携・協働事業 ポータルサイトの運営] 消費者教育の担い手と消費者の学びの場を結びつける消費者教育ポータルサイトを運営する。 | 「つながる・かながわ 消費者教育 ーかながわ消費者教育サポートサイトー」の随時更新を行い、広く県民に情報提供を行った。 | — | — | ○ | 広く県民に情報提供を行うため、わかりやすいサイト構成や閲覧者の利便性を高める工夫が必要である。 | 消費生活課 | 推進G | |
| [神奈川県金融広報委員会と連携した金融経済教育] 金融経済情報資料を配布するとともに、経済講演会や金融広報アドバイザー派遣講座を実施する。 | | 本 | 1ア①小中高 1ア①大学 1ア②地域 1ア②家庭 1ア②職域 | — | — | — | [神奈川県金融広報委員会と連携した金融経済教育] 金融経済情報資料を配布するとともに、経済講演会や金融広報アドバイザー派遣講座を実施する。 | 「金融広報アドバイザー派遣講座」 18回 延べ555名参加 ※新型コロナウイルスの影響により「経済講演会」は中止 | 県金融広報委員会事業 | — | ○ | 引き続き、県金融広報委員会と連携して、金融経済に関する教育、消費者トラブル未然防止のための啓発を行っていく必要がある。 | 消費生活課 | 推進G | |
| [災害等非常事態における消費生活に関する知識と理解の促進] 災害その他非常事態においても消費者が合理的に行動することができるよう、非常事態における消費生活に関する知識と理解を深めるための普及啓発に取り組む。 | | — | — | — | — | — | [災害等非常事態における消費生活に関する知識と理解の促進] 災害その他非常事態においても消費者が合理的に行動することができるよう、非常事態における消費生活に関する知識と理解を深めるための普及啓発に取り組む。 | ・ホームページ「災害に伴う消費生活情報」の運営 ・ホームページ「新型コロナウイルス感染症に関して、消費者の皆さんに心がけていただきたいこと」の運営及びSNSによる情報発信 | — | — | ○ | 引き続き、非常事態における消費生活に関する知識と理解を深めるための普及啓発を行う必要がある。 | 消費生活課 | 企画G | |
| [「環境基本計画」との連携] 「環境基本計画」に基づく環境教育との連携 | | — | — | — | — | — | 「環境基本計画」 本県における環境政策を推進する上での基本的な計画として平成9年策定。現行の計画は平成28年度から令和7年度までが計画期間。重点施策の目標の達成状況、他の施策の実績及び環境指標を毎年度把握の上、施策の進捗状況を評価、検証し、5年ごとに施策等を見直す（※）。※令和2年度に施策等の見直しを行う予定であったが、新型コロナウイルスの影響を踏まえ、現行の施策の実施期間を令和5年度まで延長する。 <施策の内容> 「施策の分野3 神奈川のチカラとの協働・連携」の「ア 人材の育成と協働・連携の推進」の「環境学習・教育の推進と基盤づくり」に基づき事業を実施。（「消費者教育」について位置付けあり；「個人の消費行動が環境や経済に大きく影響することから、消費者自らが環境に与える影響に配慮し、行動できるよう消費者教育と環境教育との連携を推進」） | — | — | — | — | — | — | 消費生活課 環境計画課 | 企画G・ 環境計画G |
| [「神奈川県循環型社会づくり計画」との連携] 「神奈川県循環型社会づくり計画」に基づく環境教育・学習との連携 | | — | — | — | — | — | 「循環型社会づくり計画」 「循環型社会」の実現に向け、本県の廃棄物対策の基本的方向を示す計画として平成14年策定。現行の計画は平成24年度から令和5年度までが計画期間。毎年度、計画目標の値に対する廃棄物の排出量等の実績、各事業の実施状況の把握により進行管理を行っている。 <施策の内容> 「大柱1 資源循環の推進」「中柱3 人材の育成と広域連携の推進等」の「環境教育・学習及び人材育成の推進」に基づき事業を実施。（「消費者教育」について位置付けあり；「消費者教育を通じて、消費、廃棄等の消費行動が環境に与える影響を考慮し、主体的に行動ができる消費者の育成を図る」） | — | — | — | — | — | 消費生活課 資源循環推進課 | 企画G・ 調整G | |

注 *一箇所にしか掲載のない事業は「本掲」の表記はしません。
*「本・再掲の別」は個々の事業単位としました。（予算事業単位ではありません。）
*当初予算額が「（一部）」となっているものの中には、消費者施策に係る事業以外の予算額が含まれているものがあります。（分割できないため）

| 基本方向（大柱） | 令和4年度実施事業計画 | | 本掲 | 再掲 | 重点的取組み | 令和4年度当初予算事業名 | （一部） | 令和4年度当初予算額（千円） | 令和3年度実施事業計画 | 令和3年度実施事業実績 | 令和3年度当初予算事業名 | （一部） | 令和3年度当初予算額（千円） | 評価 | 課題 | 担当課 | 担当グループ | | | | | | |
|--------------------------|--|--|-----|------------|--------|--------------|------|----------------|-------------|--|--|---|-----------------|------|----|-----|--------|----------------|----------------|------------------|---|---------|--|
| | 中柱 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 小柱 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <p>【第3次神奈川県食育推進計画】との連携 「第3次神奈川県食育推進計画」に基づく食育との連携</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | 消費生活課 健康増進課 | 企画G・ 健康づくりG | | | | |
| | <p>【かながわ食の安全・安心の確保の推進に関する指針】との連携 「かながわ食の安全・安心の確保の推進に関する指針」に基づく食の安全・安心に関する教育との連携</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | 消費生活課 生活衛生課 | 企画G・ 食品衛生G | | | |
| | <p>【かながわ国際施策推進指針】との連携 「かながわ国際施策推進指針」に基づく国際理解教育との連携</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | 消費生活課 国際課 | 企画G・ 外国籍県民支援G | | | |
| | <p>【かながわ青少年育成・支援指針】との連携 「かながわ青少年育成・支援指針」に基づく消費者教育と関連する教育との連携</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | 消費生活課 青少年課 | 企画G・ 企画G | | | |
| ウ 持続可能な社会の形成に貢献する消費行動の促進 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ① エシカル（倫理的）消費の普及 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <p>【エシカル消費の普及】 持続可能な社会の形成に向けて、食品ロス、フェアトレード等のエシカル消費の普及に向けて、SNS等を活用した啓発を図る。 また、消費者市民社会の形成にかかる啓発資料を発行する。</p> | | 本 | 1ア② 2ア② | | | | | 2,500 | <p>【エシカル消費の普及】 持続可能な社会の形成に向けて、食品ロス、フェアトレード等のエシカル消費の普及に向けて、SNS等を活用した啓発を図る。</p> | <p>「SNS等を活用した啓発」 消費者月間（5月1日～31日）投稿数 5回 かながわ消費者週間（10月9日～15日）投稿数 8回 3月（食品ロス削減レシピを含む）投稿数 12回 資源循環推進課との連携（てまえどり周知）投稿数 2回</p> | | | | | | | | 消費生活課 | 推進G | | | |
| | <p>【消費者教育推進連携・協働事業 ポータルサイトの運営】 消費者の学びの場と消費者教育の担い手を結びつける消費者教育ポータルサイトを運営する。</p> | | 1イ② | 再 | | | | | | | | | | | | | | | | 消費生活課 | 推進G | | |
| | <p>【リユース・リサイクル関連の取組み】 県が認定するリサイクル製品について、県民への周知を図る。 また、リユースショップの認証（更新）により、リユース（再使用）の促進を図る。</p> | | | | | | | | | 390 | <p>【リユース・リサイクル関連の取組み】 県が認定するリサイクル製品について、県民への周知を図る。 また、リユースショップの認証（更新）により、リユース（再使用）の促進を図る。</p> | リサイクル製品について、新規分2製品と更新分9製品の計11製品を認定した。また、県ホームページによりリユース・リサイクルに関する情報発信を行うとともに、神奈川県再発見フェアに出展しリサイクル製品の普及啓発を行った。 | 廃棄物総合対策推進事業費 | （一部） | | | | | 375 | ○ | リサイクル製品について、県機関や市町村など行政機関の利用を一層進めていく必要がある。 | 資源循環推進課 | |
| | <p>【ワンウェイプラ削減関連の取組み】 「神奈川県ワンウェイプラ削減実行委員会」を通じ、ワンウェイプラ削減を進めていく。 また、ワンウェイプラの削減に取り組む事業者を支援する。</p> | | | | | | | | | 639 | <p>【ワンウェイプラ削減関連の取組み】 「神奈川県ワンウェイプラ削減実行委員会」を通じ、ワンウェイプラ削減を進めていく。 また、ワンウェイプラの削減に取り組む事業者を支援する。</p> | 3月に「神奈川県ワンウェイプラ削減実行委員会」を书面開催し、先進事例の発信や事業者、団体、市町村間の連携強化を行った。 | プラスチックごみ削減推進事業費 | （一部） | | | | | 56 | ○ | 新型コロナの影響により、対面形式のフォーラムや大規模イベント等の開催が困難となった場合、インターネットやSNSの活用など代替手段での対応が必要である。 | 資源循環推進課 | |
| | <p>【食品ロス関連の取組み】 神奈川県食品ロス削減推進計画に基づき、食品ロスの削減に向けて、事業者や事業者団体への普及啓発を図る。</p> | | | | | | | | | 470 | <p>【食品ロス関連の取組み】 食品ロスの削減に向けて、事業者や事業者団体への普及啓発を図る。</p> | 県内の取組事例を県ホームページで情報提供した。また、10月の食品ロス削減月間では、県民への普及啓発活動として、県のために食品ロスの削減に関する記事を掲載した。 | 循環型社会づくり推進事業費 | （一部） | | | | | 970 | ○ | 新型コロナの影響により、イベント等の開催には制約が発生した場合でも、引き続き食品ロスの削減に向け普及啓発を進めていく必要がある。 | 資源循環推進課 | |

注 *一箇所しか掲載のない事業は「本掲」の表記はしません。
*「本・再掲の別」は個々の事業単位としました。（予算事業単位ではありません。）
*当初予算額が「（一部）」となっているものの中には、消費者施策に係る事業以外の予算額が含まれているものがあります。（分割できないため）

| 基本方向（大柱） | 基本方向 2 消費者被害の未然防止 | | 重点的取組み | 令和4年度当初予算事業名 | （一部） | 令和4年度当初予算額(千円) | 令和3年度実施事業計画 | 令和3年度実施事業実績 | 令和3年度当初予算事業名 | （一部） | 令和3年度当初予算額(千円) | 評価 | 課題 | 担当課 | 担当グループ |
|----------|---|-----|--------------------------|------------------------|------|----------------|---|--|--------------------------|--------|----------------|--|-------|------------|--------|
| | 中柱 | 小柱 | | | | | | | | | | | | | |
| | 評価欄の説明 ○・・・所期の目的を達成できた X・・・所期の目的を実施できなかった △・・・左記以外 | | | | | | | | | | | | | | |
| 基本方向 2 | 消費者被害の未然防止 | | | | | | | | | | | | | | |
| ア | 被害未然防止に向けた注意喚起・情報発信 | | | | | | | | | | | | | | |
| | ①相談情報を生かした注意警戒情報等の発信 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 【「かながわ消費生活注意・警戒情報」の発行】 県内の消費生活相談窓口等に寄せられた相談事例の中から、消費者に特に周知する必要がある情報を迅速かつ的確に、県内に広く提供する。(月1回、随時) | 本 | 1イ① 3ア② 4ウ① 4ウ③ | 消費者行政企画調整費 | (一部) | 1,574 | 【「かながわ消費生活注意・警戒情報」の発行】 県内の消費生活相談窓口等に寄せられた悪質商法等の情報を迅速かつ的確に、県内に広く提供する。(月1回、随時) | 「かながわ消費生活注意・警戒情報」 13回発行(臨時号1回含む。)各6,200部 テーマ「新成人を狙うエステなど的高額契約に注意！」等(主な配布先) 市町村、消費者団体、老人会、社会福祉協議会等 348箇所 | 消費生活相談員等ヘルプアップ推進事業費(交付金) | 628 | ○ | 県内の消費生活相談窓口にはまだ寄せられていない、新たな手法によるトラブルの未然防止につながる情報を、積極的に収集していく必要がある。 | 消費生活課 | 相二G | |
| | 【PIO-NET等による消費生活相談情報の収集、分析と提供】 PIO-NETにより収集した相談情報を分析し、「消費生活相談概要」等により市町村等に情報提供する。また、市町村から緊急通報を収集し、関係機関で共有する。 | 3ア② | 再 | 消費生活相談機能支援事業費 | | 106 | 【PIO-NET等による消費生活相談情報の収集、分析と提供】 PIO-NETにより収集した相談情報を収集、分析し、「消費生活相談概要」(年2回)等により情報提供する。 | 「消費生活相談概要」 1回(7月) 「消費生活相談警戒情報」 49件 「消費生活相談情報」 12回 「緊急通報」 11件 記者発表資料「成年年齢引下げまであと2か月！18歳・19歳が狙われる消費者トラブルに注意！」(1月) | 消費生活相談機能支援事業費 | 106 | ○ | 提供すべき情報を見逃さないよう常にアンテナを高く張っておくとともに、消費生活相談情報を迅速かつ正確に分析し、適時・適切な情報提供をする必要がある。 | 消費生活課 | 相一G 相二G | |
| | 【消費生活注意情報の発信】 県民向けに最新の消費生活に関する注意情報を、課のホームページやSNSを通じて随時提供する。 | | | — | | — | 【「かながわ消費生活注意情報の発信」】 県民向けに最新の消費生活に関する注意情報を、課のホームページやSNSを通じて随時提供する。 | 「かながわ消費生活注意情報」 ホームページ、SNSにより4回発信 | — | — | ○ | 引き続き、最新の消費生活に関する注意情報について、迅速に情報発信していく必要がある。 | 消費生活課 | 相一G | |
| | 【商品テスト分析の実施】 消費生活相談で提起された商品等からテーマを選定し、各研究機関と連携して商品テストを実施する。商品の持つ特性による取扱上の注意事項などについて、消費者へ注意喚起や情報提供を行う。 | 4ウ① | 再 | 消費生活相談機能支援事業費 | | 250 | 【商品テスト分析の実施】 県の関係部局や各研究機関と連携し、消費生活相談で提起された商品等からテーマを選定し、商品テストを実施する。 商品の持つ特性による取扱上の注意事項などについて、消費者へ注意喚起や情報提供を行う。 | 「商品テストコーディネート」(国民生活センターに依頼) 2製品(「Wi-Fiルーター」「洗えるスマートフォン(携帯電話)」) 「県実施分」 新型コロナの影響による事業見直しにより中止 | 消費生活相談機能支援事業費 | 500 | ○ | 今後も、寄せられた相談内容を精査し、注意喚起の側面などから適時・適切に商品テストが必要な案件を抽出して実施する必要がある。 また、必要に応じて他機関と連携し、商品テストのコーディネートを行っていく必要がある。 | 消費生活課 | 相一G | |
| | ②ホームページ、SNS等様々な媒体による効果的な情報発信 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 【ホームページによる情報発信】 消費者被害や商品事故等の未然防止に向けた注意喚起情報を発信する。 | | | — | | — | 【ホームページによる情報発信】 消費者被害や商品事故等の未然防止に向けた注意喚起情報を発信する。 | ホームページを全面的に見直し、情報を見つけやすくなるように整理した。 「代表的なホームページのアクセス件数」(令和4年3月31日時点) ・インターネットを操作してクリックしたら、いつの間にか登録となり、高額な料金を請求されてしまった。 95,931件 ・消費生活注意警戒情報 12,207件 ・新型コロナウイルス感染拡大に関連して、消費者の皆さんに心がけていただきたいこと 7,437件 | — | — | ○ | 全面的に見直しを行ったホームページについて、引き続きタイムリーな更新に努めるとともに、各種啓発資料にQRコードを掲載する等、ホームページを周知し、多くの方に閲覧していただく工夫をする必要がある。 | 消費生活課 | 企画G | |
| | 【SNS等による情報発信】 フェイスブック、ツイッター等により、消費生活注意・警戒情報、講座やイベント情報等をタイムリーに発信する。 | | | — | | — | 【SNS等による情報発信】 フェイスブック、ツイッターにより、消費生活注意・警戒情報、講座やイベント情報等をタイムリーに発信する。 | 「SNSによる情報発信件数」(令和4年3月31日時点) ・フェイスブック 159件 フォロワー185人 ・ツイッター 196件 フォロワー504人 | — | — | ○ | フェイスブック、ツイッター共にフォロワー数は少ない状況にあるため、効果的な情報発信を図るには、更にフォロワー数を増やしていく必要がある。 | 消費生活課 | 企画G | |
| | 【保護者向け成年年齢引下げ啓発の実施】 成年年齢引下げによる消費者トラブルの未然防止のため、新成人等の保護者に向け、SNS広告を活用し啓発動画を配信するとともに、保護者向け啓発ウェブサイトの閲覧を促すことにより、理解促進を図る。 | 2イ② | 再 | 重点2 消費者教育強化事業費(交付金) | | 9,000 | 【保護者向け成年年齢引下げ啓発の実施】 成年年齢引下げによる消費者トラブルの未然防止のため、若者本人だけでなくその保護者に向け、動画を制作するとともに、Webを中心とした広告等により、理解促進を図る。 | 「保護者向け成年年齢引下げ啓発アニメ『コレがまさかのアレでした。』」のWeb広告 媒体 YouTube、Facebook、Instagram、LINE、Yahoo! 期間 令和3年12月～令和4年3月10日 完了視聴数 3,733,197回 | 消費者教育強化事業費(交付金) | 15,000 | ○ | 成年年齢引下げによる消費者トラブルの未然防止のため、引き続き、若者本人だけでなくその保護者に対する啓発を行う必要がある。 | 消費生活課 | 推進G | |
| | 【若者向け成年年齢引下げ啓発映像の発信】 成年年齢引下げに伴い若者が巻き込まれるおそれのある消費者トラブルと対処法について啓発するため、制作した動画を活用し、情報発信を行う。 | 2イ② | 再 | 重点2 | | — | 【若者向け成年年齢引下げ啓発映像の発信】 成年年齢引下げに伴い若者が巻き込まれるおそれのある消費者トラブルと対処法について啓発するため、制作した動画を活用し、情報発信を行う。 | 若者向け成年年齢引下げ啓発アニメ「コレがまさかのアレでした。～若者の消費者被害～」 YouTubeでの配信 市町村との連携による放映 ・JR川崎駅アゼリアビジョン 11月19日～25日 ・南足柄市成人式 ロビー 1月9日 | — | — | ○ | 引き続き、若者向け啓発動画を活用した啓発を行っていく必要がある。 | 消費生活課 | 推進G | |
| | 【エンカル消費の普及】 持続可能な社会の形成に向けて、食品ロス、フェアトレード等のエンカル消費の普及に向けて、SNS等を活用した啓発を図る。 また、消費者市民社会の形成にかかわる啓発資料を発行する。 | 本 | 1ア②地域 | 消費者教育強化事業費(交付金) | | 2,500 | 【エンカル消費の普及】 持続可能な社会の形成に向けて、食品ロス、フェアトレード等のエンカル消費の普及に向けて、SNS等を活用した啓発を図る。 | 「SNS等を活用した啓発」 消費者月間(5月1日～31日)投稿数 5回 かながわ消費者週間(10月9日～15日)投稿数 8回 3月(食品ロス削減レシピを含む)投稿数 12回 資源循環推進課との連携(てまえどり周知)投稿数 2回 | — | — | ○ | 「エンカル消費」の認知度がまだ低いため、SNSを活用するなどして、エンカル消費の普及啓発を引き続き行っていく必要がある。 普及啓発については、プラスチックごみの削減や食品ロスの推進など、引き続き庁内の関連部局と連携した取組みが必要である。 | 消費生活課 | 推進G | |
| | 【消費者教育推進連携・協働事業 ポータルサイトの運営】 消費者の学びの場と消費者教育の担い手を結びつける消費者教育ポータルサイトを運営する。 | 1イ② | 再 | — | | — | 【消費者教育推進連携・協働事業 ポータルサイトの運営】 消費者の学びの場と消費者教育の担い手を結びつける消費者教育ポータルサイトを運営する。 | 「つながる・かながわ 消費者教育 かながわ消費者教育サポートサイト」の随時更新を行い、広く県民に情報提供を行った。 | — | — | ○ | 広く県民に情報提供を行うため、わかりやすいサイト構成や閲覧者の利便性を高める工夫が必要である。 | 消費生活課 | 推進G | |
| | ＜【SNS等による情報発信】に統合＞ | | | | | | | | | | | | | | |
| | ③インターネットを介して発生する消費者被害への対応 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 【インターネット被害未然防止講座の実施(学校向け)】 無料で講師を派遣し、インターネットの危険性や使用する際の注意点などを、わかりやすく学べる「インターネット被害未然防止講座」を学校向けに実施する。(25回程度) | 本 | 1ア①小中高 1ア①大学 | 重点2 消費者教育啓発学習事業費 | (一部) | 5,671 | 【インターネット被害未然防止講座の実施(学校向け)】 無料で講師を派遣し、インターネットの危険性や使用する際の注意点などを、わかりやすく学べる「インターネット被害未然防止講座」学校向けに実施する。(40回程度) | 「インターネット被害未然防止講座(学校向け)」 81回 延べ8,024人参加 | 消費者教育啓発学習事業費 | 6,190 | ○ | 引き続き、インターネットによる消費者被害・トラブル未然防止のための啓発を行っていく必要がある。 | 消費生活課 | 推進G | |

注 *一箇所にか掲載のない事業は「本場」の表記はしません。
*「本・再掲の別」は個々の事業単位としました。(予算事業単位ではありません。)
*当初予算額が「(一部)」となっているものの中には、消費者施策に係る事業以外の予算額が含まれているものがあります。(分割できないため)

| 基本方向（大柱） | 中柱 | | 重点的取組み | 令和4年度当初予算事業名 | （一部） | 令和4年度当初予算額（千円） | 令和3年度実施事業計画 | 令和3年度実施事業実績 | 令和3年度当初予算事業名 | （一部） | 令和3年度当初予算額（千円） | 評価 | 課題 | 担当課 | 担当グループ | |
|---------------------------------|-------------|-----|--------|--------------------------|------|----------------|---|--|--------------------------|------|----------------|---|---|-------|----------------|--|
| | 小柱 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 令和4年度実施事業計画 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 基本方向3 消費者被害の救済 | | | | | | | | | | | | 評価欄の説明 ○・・・所期の目的を達成できた ×・・・所期の目的を実施できなかった △・・・左記以外 | | | | |
| ア かながわ中央消費生活センターにおける消費生活相談機能の向上 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ①消費生活相談の実施 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 毎日消費生活相談事業費 | | 82,934 | 【消費生活相談の実施】 多様化、複雑化する消費者問題に対し消費者の被害を救済するため、電話相談やメールによる受付を含めた消費生活相談を実施する。 また、多様な媒体を通じ、県内の消費生活相談窓口の効果的な周知を行う。 | 「電話相談」 相談時間 平日 9:30～19:00 土・日 9:30～16:30 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、相談時間・曜日を変更した期間あり。 相談件数 9,807件 ※令和4年3月31日速報値 (内訳) 苦情相談 8,860件 問合せ 947件 「メール相談」 相談件数 594件 | 毎日消費生活相談事業費 | | 83,613 | ○ | 新たな消費者トラブルに対応するため、消費生活相談窓口の専門性や相談処理能力の向上のほか、情報の収集、登録、分析の迅速化など、かながわ中央消費生活センターにおける消費生活相談機能の向上が求められている。相談体制の在り方については、国の示す消費生活相談のDX(デジタル・トランスフォーメーション)の方向性を踏まえ、県としての消費生活相談体制の在り方を検討していく必要がある。 | 消費生活課 | 相一G・相二G 推進G | |
| | | | | — | | — | 【消費生活相談窓口の周知】 多様な媒体を活用し、県内の消費生活相談窓口を効果的に周知する。 | ・神奈川県広報誌「県のとより」2021年10月号、2022年1月号による啓発 ・「スマホクリーナー」 30,000枚作成 (主な配布先) 政令市を除く県内市町村に所在している高校 127箇所 | — | | — | ○ | 全国的にも消費者ホットラインの認知度は低く(令和2年度消費者意識基本調査【消費者庁】における「188」の認知度：12.0%)、引き続き様々な手段により周知を図る必要がある。 | 消費生活課 | 企画G | |
| | | 本 | 2イ① | — | | — | 【遠隔手話通訳サービスを利用した相談】 タブレット型端末によるテレビ電話機能を活用し、来所された聴覚障がい者と相談員とのコミュニケーション支援を行う。 | 「遠隔手話通訳サービスによる相談対応」 相談時間 火曜～金曜(祝休日及び年末年始を除く) 9:30～16:30 相談件数 0件 | — | | — | △ | サービスが必要な相談者に認知されるよう、引き続き周知を図る必要がある。 | 消費生活課 | 相一G | |
| ②広域的な相談窓口としての機能発揮 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 本 | 2ア① | 消費生活相談機能支援事業費 | | 106 | 【PIO-NET等による消費生活相談情報の収集、分析と提供】 PIO-NETにより収集した相談情報を収集、分析し、「消費生活相談概要」等により市町村等に情報提供する。また、市町村から緊急通報を収集し、関係機関で共有する。 | 「消費生活相談概要」 1回(7月) 「消費生活相談警戒情報」 49件 「消費生活相談情報」 12回 「緊急通報」 11件 記者発表資料「成年年齢引下げまであと2か月！18歳・19歳が狙われる消費者トラブルに注意！」(1月) | 消費生活相談機能支援事業費 | | 106 | ○ | 提供すべき情報を見逃さないよう常にアンテナを高く張っておくとともに、消費生活相談情報を迅速かつ正確に分析し、適時・適切な情報提供をする必要がある。 | 消費生活課 | 相一G・相二G | |
| | | 本 | 3イ② | 消費生活相談機能支援事業費 | | 62 | 【相談事例の法的解説資料の作成、提供】 県内の新手、悪質な相談等について、弁護士による解説資料を作成し、市町村に提供する。(年2回) | 「相談事例の法的解説資料」2回(テーマ) ・第1回「改正特定商取引法の主な改正点とその影響」 ・第2回「消費生活相談員が知っておくべき書面不備によるクーリング・オフが争われた判例の解説」 | 消費生活相談機能支援事業費 | | 101 | ○ | 解説資料のテーマ設定について、市町村が求めるタイムリーな話題等になっているか十分に検討した上で作成する必要がある。 | 消費生活課 | 相二G | |
| | | 2ア① | 再 | 消費者行政企画調整費 | (一部) | 1,574 | 【「かながわ消費生活注意・警戒情報」の発行】 県内の消費生活相談窓口等に寄せられた相談事例の中から、消費者に特に周知する必要がある情報を迅速かつ的確に、県内に広く提供する。(月1回、随時) | 「かながわ消費生活注意・警戒情報」 13回発行(臨時号1回含む。) 各6,200部 テーマ「新成人を狙うエステなどの高額契約に注意！」等 (主な配布先) 市町村、消費者団体、老人会、社会福祉協議会等 348箇所 | 消費生活相談員等レベルアップ推進事業費(交付金) | | 628 | ○ | 県内の消費生活相談窓口にはまだ寄せられていない新たな手口によるトラブルの未然防止につながる情報を、積極的に収集していく必要がある。 | 消費生活課 | 相二G | |
| ③高度な相談にも対応できる人材育成 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | — | | — | 【相談対応チーム制による相談対応力向上の取組み】 職員・相談員による相談対応チーム制を導入し、チームリーダーを中心に新人相談員の支援、情報交換、困難事案についての検討等を行い、複雑化・高度化する相談への対応力向上を図る。 | 「リーダーミーティング」 週1回 「チームミーティング」 週1回 | — | | — | ○ | 引き続き、新たな相談事例に対応できるように努めていく必要がある。 | 消費生活課 | 相一G・相二G | |
| | | | | 消費生活相談員等レベルアップ推進事業費(交付金) | (一部) | 329 | 【専門分野別グループによる専門性向上の取組み】 専門分野別のグループを編成し、専門家を招聘するなどして新手、対応困難な相談事例などについての検討を実施するとともに、検討結果を市町村に情報提供する。(検討会又は勉強会4テーマ×1回又は2回、情報提供4件) | 「専門分野別検討会・勉強会」 各テーマ各1回(テーマ) ・医薬類似行為に関する基礎について ・探偵に関する基礎知識 ・デジタルプラットフォームに関する消費者トラブルについて ・キャッシュレス決済に関する相談対応について ・住宅の水回り設備の仕組みと相談対応 ・シェアハウス契約に関する相談対応のための基礎知識 | 消費生活相談員等レベルアップ推進事業費(交付金) | (一部) | 329 | ○ | 法改正や新たな相談事例に対応できるよう、世相に応じたテーマを選定する必要がある。また、市町村の実務に還元できるよう、より一層、各テーマの検討結果を周知する必要がある。 | 消費生活課 | 相一G | |
| | | | | 消費生活相談機能支援事業費 | | 603 | 【県相談員へのモニタリング実施による資質向上の取組み】 県消費生活相談員に対し、外部の専門機関が相談対応研修を行い、モニタリングを実施した上で、県消費生活センターの課題等を県に報告する。また、チームリーダーのスキルアップを目的とした研修を実施する。 | 「相談対応研修」 3回 16名参加 「モニタリング」 4回 16名対象 「フィードバック」 2回 16名参加 「チームリーダー研修」 1回 4名参加 横浜市消費生活総合センター相談員との意見交換を実施 | 消費生活相談機能支援事業費 | | 553 | ○ | 相談対応研修やモニタリング結果のフィードバック等は、対面での実施のため、新型コロナウイルスの影響により実施方法が限定されるなか、より効果的な方法を検討するしていく必要がある。 | 消費生活課 | 相一G | |
| | | | | 消費生活相談機能支援事業費 | | 63 | 【消費生活相談員等の国民生活センター等研修派遣】 県の担当職員の専門知識習得を図るため、国民生活センター等が実施する研修会に派遣する。 | 「国民生活センター等研修派遣」 28回 延べ48名参加 | 消費生活相談機能支援事業費 | | 63 | ○ | 引き続き、相談員等が専門性向上に必要な講座を受講できるよう配慮していく必要がある。 | 消費生活課 | 相一G | |
| | | | | 消費生活相談員等レベルアップ推進事業費(交付金) | | 297 | | | 消費生活相談員等レベルアップ推進事業費(交付金) | | 297 | | | | | |

注 *一箇所しか掲載のない事業は「本掲」の表記はしません。
*「本・再掲の別」は個々の事業単位としました。(予算事業単位ではありません。)
*当初予算額が「(一部)」となっているものの中には、消費者施策に係る事業以外の予算額が含まれているものがあります。(分割できないため)

| 基本方向（大柱） | 中柱 | 小柱 | 令和4年度実施事業計画 | 本掲 | 再掲 | 重点的取組み | 令和4年度当初予算事業名 | (一部) | 令和4年度当初予算額(千円) | 令和3年度実施事業計画 | 令和3年度実施事業実績 | 令和3年度当初予算事業名 | (一部) | 令和3年度当初予算額(千円) | 評価 | 課題 | 担当課 | 担当グループ | | | | |
|--------------------|----|----|---|-----|-------------------|--------|--------------------------|------|----------------|---|---|--------------------------|------|----------------|----|--|-------|-------------|---------------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 消費生活相談員、行政職員に対する人材育成研修の実施 | 消費生活相談員等レベルアップ推進事業費 | 消費生活相談員等レベルアップ推進事業費 | 消費生活相談員等レベルアップ推進事業費 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 消費生活相談員、行政職員に対する人材育成研修の実施 | 消費生活相談員等レベルアップ推進事業費 | 消費生活相談員等レベルアップ推進事業費 | 消費生活相談員等レベルアップ推進事業費 |
| | | | [消費生活相談員、行政職員に対する人材育成研修の実施] 消費生活相談員や相談員有資格者に対し、相談窓口で必要な実践的な人材育成研修を実施する。(8回)また、行政職員に対し、消費生活行政を担う上で業務上不可欠な知識を習得するための研修(「基礎編」2日間、「応用編」3回)を実施する。 | 本 | 1イ① 3イ① 3イ② | | 消費生活相談員等レベルアップ推進事業費 | | 580 | [消費生活相談員、行政職員に対する人材育成研修の実施] 消費生活相談員や相談員有資格者に対し、相談窓口で必要な実践的な人材育成研修を実施する。(8回)また、行政職員に対し、消費生活行政を担う上で業務上不可欠な知識を習得するための研修(「基礎編」2日間、「応用編」3回)を実施する。 | 「人材育成研修(オンデマンド配信)」4回 延べ287名参加 「行政職員研修(オンデマンド配信)」基礎編 2回 延べ89名参加 応用編 1回 延べ38名参加 | 消費生活相談員等レベルアップ推進事業費 | | 642 | △ | オンデマンド配信にしたことにより受講者は増え、受講の機会は以前よりも確保できるようになったが、視聴期間の延長を求める要望が上がっていることから、対応を進めていく必要がある。 | 消費生活課 | 相一G・相二G | | | | |
| | | | <「消費生活相談員、行政職員に対する人材育成研修の実施」・「新規課題対応研修」で対応> | | | | | | | [消費生活相談員、行政職員に対するレベルアップ研修の実施] 主に消費生活相談員を対象としたレベルアップ研修(7テーマ14回) | 「県及び市町村消費生活相談員レベルアップ研修(オンデマンド配信)」5テーマ 延べ322名参加(テーマ) ・消費生活相談情報カード作成と活用 ・オンライン・プラットフォームの役割と課題 ・オンラインゲームトラブル ・PIO-NETの入力情報の整理について ・特定商取引法事例検討 | 消費生活相談員等レベルアップ推進事業費(交付金) | (一部) | 579 | △ | Web研修を受講する環境が整っていない市町村に対しては、別の受講方法を提供する必要はある。また、収録した研修映像の効率的な利用を進めていく必要がある。 | 消費生活課 | 相二G | | | | |
| | | | [新規課題対応研修] 消費生活相談における新たな課題に対応するため、県・市町村の行政職員及び相談員を対象とした新規テーマを扱う研修を実施する。(1テーマ 2回) | 本 | 1イ① 3イ② | | 消費生活相談員等レベルアップ推進事業費(交付金) | (一部) | 216 | [新規課題対応研修] 消費生活相談における新たな課題に対応するため、県・市町村の行政職員及び相談員を対象とした新規テーマを扱う研修を実施する。(1テーマ 2回) | 「新規課題対応研修(オンデマンド配信)」1テーマ 1回 56名参加(テーマ) ・インターネット広告の現状と課題 | 消費生活相談員等レベルアップ推進事業費(交付金) | (一部) | 579 | △ | 法令改正や新たな消費者トラブルについての知識など、相談現場のニーズに合った研修内容を計画・実施し、消費生活相談員の資質向上を図る必要がある。 | 消費生活課 | 相二G | | | | |
| | | | [契約弱者に配慮した相談対応] 高齢者、障がい者等の特性に配慮した相談対応を図るため、福祉関係機関等と連携した研修を実施する。また、見守り出前講座の講師となる消費生活相談員等に対する研修を実施する。(2回) | 2イ① | 再 | 重点1 | 消費生活相談員等レベルアップ推進事業費 | | 76 | [契約弱者に配慮した相談対応] 高齢者、障がい者等の特性に配慮した相談対応を図るため、福祉関係機関等と連携した研修を実施する。また、見守り出前講座の講師となる消費生活相談員に対する研修を実施する。(2回 ※令和2年度に実施できなかったテーマで実施予定) | 「福祉関係機関等と連携した研修」2テーマ 計2回 延べ113名参加(研修テーマ) ・相談対応研修「外国人の特性に配慮した相談対応及び多言語支援センターとの連携について」 ・見守り出前講座講師のスキルアップ研修「スマホと若者の現実をとらえる～スマホ時代の若者の消費者トラブルに対応するために～」 | 消費生活相談員等レベルアップ推進事業費 | | 72 | ○ | オンデマンド形式の研修を基本としつつ、それぞれの契約弱者の課題に応じた研修方式とする必要がある。 | 消費生活課 | 推進G 相一G | | | | |
| ④専門的な相談への対応 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | [専門家による法律、技術分野の助言] 消費生活相談への適切な対応のため、担当職員が、法律、技術分野など専門性の高い相談に対し、専門家から必要なアドバイスを受ける。(法律相談(面接)36回、法律相談(文書)9ヵ月、技術相談4回) | 本 | 3イ① 4ウ① | | 消費生活相談員等レベルアップ推進事業費 | | 88 | [専門家による法律、技術分野の助言] 消費生活相談への適切な対応のため、担当職員が、法律、技術分野など専門性の高い相談に対し、専門家から必要なアドバイスを受ける。(法律相談(面接)36回、法律相談(文書)9ヵ月、技術相談4回) | 「法律相談(面接)」36回 99件 「法律相談(文書)」4、6～12、2月実施 26件 「技術相談」0回 | 消費生活相談員等レベルアップ推進事業費 | | 88 | △ | 市町村の消費生活センターからの相談実績が少ないため、活用について引き続き周知する必要がある。 | 消費生活課 | 相一G・相二G | | | | |
| | | | [精神保健福祉相談] 消費生活相談における対応困難事案について、相談員が精神保健福祉士に相談し助言を得る。 | | | | 消費生活相談員等レベルアップ推進事業費(交付金) | | 285 | [精神保健福祉相談] 消費生活相談における対応困難事案について、相談員が精神保健福祉士に相談し助言を得る。 | 「精神保健相談の実施」12回 | 消費生活相談員等レベルアップ推進事業費(交付金) | | 285 | ○ | 市町村の消費生活センターからの相談実績が少ないため、引き続き周知する必要がある。 | 消費生活課 | 相一G | | | | |
| | | | [多重債務相談の実施] 多重債務者等生活再建が必要な人を支援するため、福祉等の関係機関と連携し多重債務相談を実施する。 | | | | — | | — | [生活再建支援相談の実施] 多重債務者等生活再建が必要な人を支援するため、福祉等の関係機関と連携し生活再建支援相談等を実施する。 | 「生活再建支援相談の実施」(4月～2月)(委託)電話相談:91件 「生活再建支援相談研修(オンデマンド配信)」3テーマ 延べ239名参加(主なテーマ) 「多重債務の背景と問題解決に必要な法知識及び事例への対応」他 | 生活再建支援相談推進事業費(継続) | | 1,817 | ○ | 令和3年度で、生活再建支援相談事業を終了したため、今後は必要に応じて、適切な窓口につないでいく必要がある。 | 消費生活課 | 相一G | | | | |
| | | | [神奈川県多重債務者対策協議会の開催] 多重債務者問題について、関係機関、団体と連携し、必要に応じ開催する。 | | | | — | | — | [神奈川県多重債務者対策協議会の開催] 多重債務者問題について、関係機関、団体と連携し、必要に応じ開催する。 | 「多重債務者対策協議会」構成団体：神奈川県弁護士会、神奈川県司法書士会等の民間団体、県警、国、市、県、県教育委員会、合計21団体・機関 令和3年度は実施せず、各構成団体の取組み等情報共有 | — | | — | ○ | 必要に応じて関係機関、団体と情報共有するなど、連携を図る必要がある。 | 消費生活課 | 相一G | | | | |
| イ 市町村消費生活相談との連携・支援 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ①市町村の実情に応じたサポート | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | [消費生活相談員等巡回訪問] 市町村から依頼を受けて県の相談員等を派遣等し、助言を行うとともに、定期的に市町村相談窓口を巡回することで、各市町村の現状や課題を直接確認する。 | | | | 消費生活相談員等レベルアップ推進事業費(交付金) | | 36 | [消費生活相談員等巡回訪問] 市町村から依頼を受けて県の相談員等を派遣し、助言を行うとともに、定期的に市町村相談窓口を巡回することで、各市町村の現状や課題を直接確認する。(20回) | 「巡回訪問(電話)」38回 | 消費生活相談員等レベルアップ推進事業費(交付金) | | 36 | ○ | 市町村のニーズに対応するため、引き続き電話等を活用した支援を行うとともに、より効果的な支援ができるよう、実施方法について工夫を続ける必要がある。 | 消費生活課 | 相一G | | | | |
| | | | [指定消費生活相談員等による市町村支援] 政令市を除く6地域に指定消費生活相談員を配置し、行政職員とともに市町村職員、消費生活相談員に対し、電話等により消費生活相談の処理方法等について助言するとともに、定期的な巡回訪問、各地域ごとの協議会へ派遣等を行う。 | | | | 毎日消費生活相談員事業費 | | 28,580 | [指定消費生活相談員等による市町村支援] 政令市を除く6地域に指定消費生活相談員を配置し、行政職員とともに市町村職員、消費生活相談員に対し、電話等により消費生活相談の処理方法等について助言するとともに、定期的な巡回訪問、各地域ごとの協議会へ派遣等を行う。 | 「指定消費生活相談員の指定」8名 「ヘルプデスク対応」22件 「市町村支援」38件 | 毎日消費生活相談員事業費 | | 28,823 | ○ | より活用されるヘルプデスクとするため、市町村とのつながりをより深め、活用促進を図る必要がある。 | 消費生活課 | 企画G・相一G・相二G | | | | |

注 *一箇所にか掲載のない事業は「本掲」の表記はしません。
*「本・再掲の別」は個々の事業単位としました。(予算事業単位ではありません。)
*当初予算額が「(一部)」となっているものの中には、消費者施策に係る事業以外の予算額が含まれているものがあります。(分割できないため)

| 基本方向（大柱） | 中柱 | 小柱 | 令和4年度実施事業計画 | 本掲 | 再掲 | 重点的取組み | 令和4年度当初予算事業名 | (一部) | 令和4年度当初予算額(千円) | 令和3年度実施事業計画 | 令和3年度実施事業実績 | 令和3年度当初予算事業名 | (一部) | 令和3年度当初予算額(千円) | 評価 | 課題 | 担当課 | 担当グループ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------|----|----|---|-----|----|--------|---------------------------------|------|----------------|---|---|---------------------------------|------|----------------|----|---|-------|---------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 【消費生活相談員、行政職員に対する人材育成研修の実施】 消費生活相談員や相談員有資格者に対し、相談窓口で必要な実践的な人材育成研修を実施する。(8回)また、行政職員に対し、消費生活行政を担う上で業務上不可欠な知識を習得するための研修(「基礎編」2日間、「応用編」3回)を実施する。 | 3ア③ | 再 | | 消費生活相談機能支援事業費 | | 580 | 【消費生活相談員、行政職員に対する人材育成研修の実施】 消費生活相談員や相談員有資格者に対し、相談窓口で必要な実践的な人材育成研修を実施する。(8回)また、行政職員に対し、消費生活行政を担う上で業務上不可欠な知識を習得するための研修(「基礎編」2日間、「応用編」3回)を実施する。 | 「人材育成研修(オンデマンド配信)」 4回 延べ287名参加 「行政職員研修(オンデマンド配信)」 基礎編 2回 延べ89名参加 応用編 1回 延べ38名参加 | 消費生活相談機能支援事業費 | | 642 | △ | オンデマンド配信にしたことにより受講者は増え、受講の機会は以前よりも確保できるようになったが、視聴期間の延長を求める要望が上がっていることから、対応を進めていく必要がある。 | 消費生活課 | 相一G・相二G | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | <「消費生活相談員、行政職員に対する人材育成研修の実施」・「新規課題対応研修」で対応> | | | | | | | 【消費生活相談員、行政職員に対するレベルアップ研修の実施】 主に消費生活相談員を対象としたレベルアップ研修(7テーマ14回) | 「県及び市町村消費生活相談員レベルアップ研修(オンデマンド配信)」 5テーマ 延べ322名参加(テーマ) ・消費生活相談情報カード作成と活用 ・オンライン・プラットフォームの役割と課題 ・オンラインゲームトラブル ・PIO-NETの入力情報の整理について ・特定商取引法事例検討 | 消費生活相談員等レベルアップ推進事業費(交付金) | (一部) | 579 | △ | Web研修を受講する環境が整っていない市町村に対しては、別の受講方法を提供する必要があります。また、収録した研修映像の効率的な利用を進めていく必要がある。 | 消費生活課 | 相二G | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 【専門家による法律、技術分野の助言】 消費生活相談への適切な対応のため、担当職員が、法律、技術分野など専門性の高い相談に対し、専門家から必要なアドバイスを受ける。(法律相談(面接)36回、法律相談(文書)9ヵ月、技術相談4回) | 3ア④ | 再 | | 消費生活相談機能支援事業費 | | 88 | 【専門家による法律、技術分野の助言】 消費生活相談への適切な対応のため、担当職員が、法律、技術分野など専門性の高い相談に対し、専門家から必要なアドバイスを受ける。(法律相談(面接)36回、法律相談(文書)9ヵ月、技術相談4回) | 「法律相談(面接)」 36回 99件 「法律相談(文書)」 4、6～12、2月実施 26件 「技術相談」 0回 | 消費生活相談機能支援事業費 | | 88 | △ | 市町村の消費生活センターからの相談実績が少ないため、活用について引き続き周知する必要がある。 | 消費生活課 | 相一G・相二G | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 【神奈川県消費者行政推進事業費補助金及び神奈川県消費者行政強化事業費補助金の交付】 市町村の消費生活相談体制整備や、市町村における重要な消費者政策推進への取組み等に対し、国の地方消費者行政強化交付金を活用し、補助金を交付する。 | | | | 神奈川県消費者行政推進事業費補助金(市町村)(国庫)(交付金) | | 88,916 | 【神奈川県消費者行政推進事業費補助金及び神奈川県消費者行政強化事業費補助金の交付】 市町村の消費生活相談体制整備や、市町村における国が取組むべき重要な消費者政策推進への取組み等に対し、国の地方消費者行政強化交付金を活用し、補助金を交付する。 | ・20市町に対して補助金を交付(補助率10/10) ・担当者説明会(オンライン形式) 5回 | 神奈川県消費者行政推進事業費補助金(市町村)(国庫)(交付金) | | 89,575 | ○ | 地方消費者行政の取組み促進のために設けられている国の地方消費者行政強化交付金のうち、推進事業については順次活用年限を迎えることから、各市町においては自主財源を確保していく必要がある。 | 消費生活課 | 企画G | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | 神奈川県消費者行政強化事業費補助金(市町村)(交付金) | | 5,353 | | ・12市町に対して補助金を交付(補助率1/2) ・担当者説明会(オンライン形式) 5回 | 神奈川県消費者行政強化事業費補助金(市町村)(交付金) | | 8,184 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ②相談員の人材の確保、資質の向上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 【消費生活相談員、行政職員に対する人材育成研修の実施】 消費生活相談員や相談員有資格者に対し、相談窓口で必要な実践的な人材育成研修を実施する。(8回)また、行政職員に対し、消費生活行政を担う上で業務上不可欠な知識を習得するための研修(「基礎編」2日間、「応用編」3回)を実施する。 | 3ア③ | 再 | | 消費生活相談機能支援事業費 | | 580 | 【消費生活相談員、行政職員に対する人材育成研修の実施】 消費生活相談員や相談員有資格者に対し、相談窓口で必要な実践的な人材育成研修を実施する。(8回)また、行政職員に対し、消費生活行政を担う上で業務上不可欠な知識を習得するための研修(「基礎編」2日間、「応用編」3回)を実施する。 | 「人材育成研修(オンデマンド配信)」 4回 延べ287名参加 「行政職員研修(オンデマンド配信)」 基礎編 2回 延べ89名参加 応用編 1回 延べ38名参加 | 消費生活相談機能支援事業費 | | 642 | ○ | オンデマンド配信にしたことにより受講者は増え、受講の機会は以前よりも確保できるようになったが、視聴期間の延長を求める要望が上がっていることから、対応を進めていく必要がある。 | 消費生活課 | 相一G・相二G | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | <「消費生活相談員、行政職員に対する人材育成研修の実施」・「新規課題対応研修」で対応> | | | | | | | 【消費生活相談員、行政職員に対するレベルアップ研修の実施】 主に消費生活相談員を対象としたレベルアップ研修(7テーマ14回) | 「県及び市町村消費生活相談員レベルアップ研修(オンデマンド配信)」 5テーマ 延べ322名参加(テーマ) ・消費生活相談情報カード作成と活用 ・オンライン・プラットフォームの役割と課題 ・オンラインゲームトラブル ・PIO-NETの入力情報の整理について ・特定商取引法事例検討 | 消費生活相談員等レベルアップ推進事業費(交付金) | (一部) | 579 | △ | Web研修を受講する環境が整っていない市町村に対しては、別の受講方法を提供する必要があります。また、収録した研修映像の効率的な利用を進めていく必要がある。 | 消費生活課 | 相二G | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 【新規課題対応研修】 消費生活相談における新たな課題に対応するため、県・市町村の行政職員及び相談員を対象とした新規テーマを扱う研修を実施する。(1テーマ 2回) | 3ア③ | 再 | | 消費生活相談員等レベルアップ推進事業費(交付金) | (一部) | 216 | 【新規課題対応研修】 消費生活相談における新たな課題に対応するため、県・市町村の行政職員及び相談員を対象とした新規テーマを扱う研修を実施する。(1テーマ 2回) | 【新規課題対応研修(オンデマンド配信)】 1テーマ 1回 56名参加(テーマ) ・インターネット広告の現状と課題 | 消費生活相談員等レベルアップ推進事業費(交付金) | (一部) | 579 | △ | 法令改正や新たな消費者トラブルについての知識など、相談現場のニーズに合った研修内容を計画・実施し、消費生活相談員の資質向上を図る必要がある。 | 消費生活課 | 相二G | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 【消費生活相談員実務研修の実施】 市町村において消費生活相談員として採用後概ね2年以内の者に対し、かながわ中央消費生活センターでの受入研修を実施する。 | | | | — | | — | 【消費生活相談員実務研修の実施】 市町村において消費生活相談員として採用後概ね2年以内の者に対し、かながわ中央消費生活センターでの受入研修を実施する。 | 「消費生活相談員実務研修」2回 延べ2名参加 | — | — | — | ○ | 新型コロナの影響により、受入研修の希望は少なかつたが、引き続き研修受け入れ体制を維持する必要がある。 | 消費生活課 | 相一G | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 【相談事例の法的解説資料の作成、提供】 県内の新手、悪質な相談等について、弁護士による解説資料を作成し、市町村に提供する。(年2回) | 3ア② | 再 | | 消費生活相談機能支援事業費 | | 62 | 【相談事例の法的解説資料の作成、提供】 県内の新手、悪質な相談等について、弁護士による解説資料を作成し、市町村に提供する。(年2回) | 「相談事例の法的解説資料」2回(テーマ) ・第1回「民法改正に伴い変わった点、変わらなかった点」 ・第2回「消費者からの請求に基づく訪問販売」 | 消費生活相談機能支援事業費 | | 101 | ○ | 解説資料のテーマ設定について、市町村が求めるタイムリーな話題等になっているか十分に検討した上で作成する必要がある。 | 消費生活課 | 相二G | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 【消費生活相談員有資格者名簿等による情報提供】 消費生活相談員有資格者名簿を作成し、市町村へ情報提供する。 | | | | — | | — | 【消費生活相談員有資格者名簿等による情報提供】 消費生活相談員有資格者名簿を作成し、市町村へ情報提供する。 | 消費生活相談員有資格者名簿掲載者 84名(令和4年3月31日時点) (情報提供実績) 3市43名(綾瀬市2、横須賀市16、小田原市25) | — | — | — | ○ | 新規登録者を増やすため、ホームページによる周知以外の名簿登載への協力依頼方法を検討する必要がある。 | 消費生活課 | 相二G | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ③市町村との情報共有 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 【消費生活相談担当者会議の開催】 市町村の消費生活相談担当者との会議を開催し、情報の共有等を図る。(各地区会3回、弁護士参加全体会4回、合計19回) | | | | — | | — | 【消費生活相談担当者会議の開催】 市町村の消費生活相談担当者との会議を開催し、情報の共有等を図る。(月1回) | 「消費生活相談担当者会議」5回 ※新型コロナの影響により、中止あり。 | — | — | — | △ | 活発な意見交換が可能な実施方法を検討していく必要がある。 | 消費生活課 | 相一G | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

注 *一箇所にか掲載のない事業は「本掲」の表記はしません。
*「本・再掲の別」は個々の事業単位としました。(予算事業単位ではありません。)
*当初予算額が「(一部)」となっているものの中には、消費者施策に係る事業以外の予算額が含まれているものがあります。(分割できないため)

| 基本方向（大柱） | | 本 掲 | 再 掲 | 重 点 的 取 組 み | 令 和 4 年 度 当 初 予 算 事 業 名 | （ 一 部 ） | 令 和 4 年 度 当 初 予 算 額 （千円） | 令 和 3 年 度 実 施 事 業 計 画 | 令 和 3 年 度 実 施 事 業 実 績 | 令 和 3 年 度 当 初 予 算 事 業 名 | （ 一 部 ） | 令 和 3 年 度 当 初 予 算 額 （千円） | 評 価 | 課 題 | 担 当 課 | 担 当 グ ル ー プ |
|-----------------------|---|--------|-------------------|----------------------------|--|------------------|--|---|--|--|------------------|--|--------|--|-------------|-----------------------------|
| 中柱 | 令 和 4 年 度 実 施 事 業 計 画 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 小柱 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 基本方向4 安全・安心な消費生活の確保 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ア 事業者指導による取引の適正化 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ①法令に基づく事業者指導の実施 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 【事業者指導の実施】 専門職員やアドバイザー等を配置するなどし、事業者による違法、悪質な勧誘行為等に対し指導を実施する。 | 本 | 4ウ② | | 消費生活行政強化事業費 | | 625 | 【事業者指導の実施】 専門職員やアドバイザー等を配置するなどし、事業者による違法、悪質な勧誘行為等に対し指導を実施する。 | 「特定商取引法・条例に基づく処分・指導」 処分2件、指導27件 「景品表示法に基づく指導」 景品類0件、表示6件 うち食品表示関連2件 | 消費生活行政強化事業費 | | 625 | ○ | 新型コロナの影響により、事業者指導や消費者への聴取に困難が生じたが、状況に応じた適切な対応等により円滑に事業を遂行するとともに、悪質な事業者に対する約2年ぶりの行政処分を実施することができたが、特商法や条例に違反する行為がある事業者が現在も確認されており、中には、広域的に活動している事業者も多く存在するという状況を踏まえ、近隣都県等との連携を密にし、必要に応じ、合同での指導等を行う必要がある。また、今後も、PIO-NET等に寄せられた内容を精査し必要に応じて指導等を行っていく必要がある。 | 消費生活課 | 指導G |
| | 【前払式特定取引業者に対する立入検査の実施】 前払式特定取引業者に対し、経営状況、財務状況や前受金の保全状況等を把握するため、立入検査を実施する。 | | | | | | | 【前払式特定取引業者に対する立入検査の実施】 前払式特定取引業者に対し、経営状況、財務状況や前受金の保全状況等を把握するため、立入検査を実施する。 | 「立入検査」 3事業者に対して実施 | | | - | ○ | 新型コロナの影響により変化する事業者の経営状況、財務状況、前受金の保全状況等を把握するほか、消費者利益の保護のため、引き続き、国と連携し、事業者に対して適切な指導を行うことが必要である。 | 消費生活課 | 指導G |
| | 【不当表示防止のための対策の実施】 景品表示法違反の根拠を得るため、違反の疑いがある商品に対し、外部機関による成分検査等を行う。 | 本 | 4ウ② | | 消費生活行政強化事業費 | | 625 | 【不当表示防止のための対策の実施】 景品表示法違反の根拠を得るため、違反の疑いがある商品に対し、外部機関による成分検査等を行う。 | 「成分検査」 0件 | 消費生活行政強化事業費 | | 625 | △ | 今後も必要に応じて検査の実施を検討する必要がある。 | 消費生活課 | 指導G |
| | 【特定商取引法第60条に基づく申出・悪質商法目安箱】 不当な取引行為を行う事業者に関する情報収集を幅広く行い、法令に基づく事業者指導をより一層進めるため、県民からの情報提供を求める。 | | | | | | | 【特定商取引法第60条に基づく申出・悪質商法目安箱】 不当な取引行為を行う事業者に関する情報収集を幅広く行い、法令に基づく事業者指導をより一層進めるため、県民からの情報提供を求める。 | 「特定商取引法第60条に基づく申出」 受付件数 6件 「悪質商法目安箱」 受付件数 29件 | | | - | ○ | 若年層からの通報件数が、他の年齢層と比べて少ないことから、SNS等での周知を行い、情報収集を進める必要がある。 | 消費生活課 | 指導G |
| ②事業者指導にあたっての連携の推進 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 【近隣都県、政令市、県警察との連携】 五都県合同による悪質事業者対策会議（1回）、担当者会議（計10回）、指導等の実施や政令市、県警察との消費者被害拡大防止連絡会議（4回）を開催する。 | | | | | | | 【近隣都県、政令市、県警察との連携】 五都県合同による悪質事業者対策会議（1回）、担当者会議（計10回）、指導等の実施や政令市、県警察との消費者被害拡大防止連絡会議（4回）の開催 | 「悪質事業者対策会議（書面形式）」 1回 「担当者会議（特商法関係）（書面形式）」 6回 「担当者会議（景品表示法関係）（書面、オンライン形式）」 4回 「消費者被害拡大防止連絡会議（対面形式、書面形式）」 4回 | | | - | ○ | 新型コロナの影響により、書面開催となる会議もあったが、情報共有による即応性を高めるため、オンライン会議等による開催方法を進める必要がある。 | 消費生活課 | 指導G |
| イ 消費者から信頼される事業者活動の促進 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ①品質や顧客満足度を高める事業者活動の支援 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 【事業者向け研修会等の実施】 消費者から信頼される事業者活動促進のため、事業者団体と連携し、事業者を対象としたコンプライアンス意識向上のための研修や、消費者への適切かつ迅速な情報提供を促すための研修を実施するほか、事業者団体との連携により、消費生活行政に係る情報提供等を行う。 | 本 | 1ア③ 4イ② 4ウ② | | 消費者行政企画調整費 | | 28 | 【事業者向け研修会等の実施】 消費者から信頼される事業者活動促進のため、事業者団体と連携し、事業者を対象としたコンプライアンス意識向上のための研修や、消費者への適切かつ迅速な情報提供を促すための研修を実施するほか、事業者団体との連携により、消費生活行政に係る情報提供等を行う。 | ・景品表示法研修資料の食品衛生課ホームページへの掲載 ・事業者向けセミナー1回（かながわ住まいまちづくり協会） 6名参加 | 消費者行政企画調整費 | | 28 | △ | 引き続き、新型コロナの感染状況を考慮し、オンライン会議等により、継続的に消費生活行政に係る情報提供等を行う必要がある。 | 消費生活課 | 指導G |
| | <【専門分野別グループによる専門性向上の取組みと統合】> | | | | | | | 【事業者団体懇談会の開催】 県、市町村の消費生活センター等の職員と事業者との相談事例等に係る情報交換会を開催する。（2回） | 「事業者団体懇談会（書面開催）」 2回 ・携帯電話事業者 ・宅配事業者 | | | - | ○ | 事業者との情報交換等で得た内容を、相談実務の中で更に活用していくための取組とする必要がある。 | 消費生活課 | 相一G |
| | 【公益通報者保護法の普及】 ホームページ等を活用し、公益通報者保護制度の周知を実施するとともに、改正公益通報者保護法を周知するための研修会を開催する。 | | | | 消費生活行政強化事業費 | | | 【公益通報者保護法の普及】 ホームページ等を活用し、公益通報者保護制度の周知を実施するとともに、改正公益通報者保護法を周知するための研修会を開催する。 | ・ホームページ及びSNSを活用し、改正公益通報者保護法に関する周知を実施 ・事業者向け周知チラシ 8,000部（主な配布先） 県機関、国機関、市町村、事業者団体、経済団体等50箇所 ・メールマガジンや広報誌を活用し、改正公益通報者保護法に関する周知を実施（主な掲載先） かながわ労働センターニュース（第59号） 神奈川労働局メールマガジン（第127号） 中小企業サポートかながわ（3月号） | 消費生活行政強化事業費 | | 160 | ○ | 外部の労働者からの公益通報に対して適切に対応できるよう、県庁内で制度の周知や研修等を行っていく必要がある。 | 消費生活課 | 企画G |
| ②事業者団体との連携による普及啓発 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 【事業者向け研修会等の実施（特定商取引法研修会等）】 消費者から信頼される事業者活動促進のため、事業者団体と連携し、事業者を対象としたコンプライアンス意識向上のための研修や、消費者への適切かつ迅速な情報提供を促すための研修を実施する。 ・特定商取引法研修会 2回 | 4イ① | 再 | | 消費者行政企画調整費 | | 28 | 【事業者向け研修会等の実施（特定商取引法研修会等）】 消費者から信頼される事業者活動促進のため、事業者団体と連携し、事業者を対象としたコンプライアンス意識向上のための研修や、消費者への適切かつ迅速な情報提供を促すための研修を実施する。 ・特定商取引法研修会 2回 | ・事業者向けセミナー1回（かながわ住まいまちづくり協会） 6名参加 | 消費者行政企画調整費 | | 28 | △ | 引き続き、新型コロナの感染状況を考慮し、オンライン会議等により継続的に消費生活行政に係る情報提供等を行う必要がある。 | 消費生活課 | 指導G・ 推進G・ 相一G・ 相二G |

注 *一箇所にか掲載のない事業は「本掲」の表記はしません。
*「本・再掲の別」は個々の事業単位としました。（予算事業単位ではありません。）
*当初予算額が「（一部）」となっているものの中には、消費者施策に係る事業以外の予算額が含まれているものがあります。（分割できないため）

| 基本方向（大柱） | 中柱 | | 重点的取組み | 令和4年度当初予算事業名 | （一部） | 令和4年度当初予算額（千円） | 令和3年度実施事業計画 | 令和3年度実施事業実績 | 令和3年度当初予算事業名 | （一部） | 令和3年度当初予算額（千円） | 評価 | 課題 | 担当課 | 担当グループ | |
|----------|--------------------------|----|--------|---|------|----------------|--|--|---|------------------------------|----------------|-------|--|--|-----------------|---------|
| | 小柱 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 本掲 | 再掲 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 令和4年度実施事業計画 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 重点1 | 消費者教育強化事業費（交付金） | | 1,200 | 「悪質な訪問販売 撲滅！かながわ宣言」宣言団体等との取組み 平成30年3月に実施した宣言の宣言団体や消費者団体と連携し、高齢者にトラブルが多い悪質な訪問販売撲滅のための取組みを実施する。 | 「宣言団体との情報共有」 ・宣言団体との意見交換会 1回 ・実務担当者会議 2回（書面開催） ・消費生活審議会での報告 「事業者向けセミナーへの講師派遣」 1回 ・かながわ住まいまちづくり協会実施セミナー 「啓発ツールの配布」 ・悪質な訪問販売の注意喚起チラシ・シールの増刷 各50,000部 （主な配布先） 県内警察署、宣言団体、第一生命保険（株）等 80箇所 | 消費者教育強化事業費（交付金） | | 1,200 | ○ | 「宣言」の取組みにおける効果を把握し、悪質な訪問販売の撲滅に向けた施策をより効果的にするために、効果を検証するための手法について検討を進めていく必要がある。また、新型コロナウイルスの状況を考慮しながら、機会をとらえて宣言団体等が実施する研修会等に参加するなど、団体による自主的な取組みを促進していく必要がある。さらに、悪質な訪問販売の現状を踏まえ、新たな宣言団体の加入について検討していく必要がある。 | 消費生活課 | 指導G・推進G・相一G・相二G | |
| | ③消費生活協同組合法に基づく健全な生協運営の指導 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 「消費生活協同組合の適正運営の指導」 県内消費生活協同組合の運営、会計状況を検査し、店舗や施設の運営状況を把握することで、組合の適正運営を指導する。 | | | 「消費生活協同組合の適正運営の指導」 県内消費生活協同組合の運営、会計状況を検査し、店舗や施設の運営状況を把握することで、組合の適正運営を指導する。 | 「立入検査」 8組合 「巡回指導調査」 6組合 | | | | ○ | 令和4年度についても新型コロナウイルスの感染状況を考慮し、実施する必要がある。 | 消費生活課 | 指導G | |
| ウ | 商品及びサービスに関する安全・安心の確保 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ①商品及びサービスの安全に関する情報収集、提供 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 「商品テスト分析の実施」 消費生活相談で提起された商品等からテーマを選定し、各研究機関と連携して商品テストを実施する。商品の持つ特性による取扱上の注意事項などについて、消費者へ注意喚起や情報提供を行う。 | | | 250 | 「商品テスト分析の実施」 県の関係部局や各研究機関と連携し、消費生活相談で提起された商品等からテーマを選定し、商品テストを実施する。商品の持つ特性による取扱上の注意事項などについて、消費者へ注意喚起や情報提供を行う。 | 「商品テストコーディネート」（国民生活センターに依頼） 2製品（「Wi-Fiルーター」「洗えるスマートフォン（携帯電話）」） 「県実施分」 新型コロナの影響による事業見直しにより中止 | 消費生活相談機能支援事業費 | | 500 | ○ | 今後も、寄せられた相談内容を精査し、注意喚起の側面などから適時適切に商品テストが必要な案件を選出して実施する必要がある。また、必要に応じて他機関と連携し、商品テストのコーディネートを行っていく必要がある。 | 消費生活課 | 相一G |
| | | | | 「消費者安全法に基づく事業者調査」 消費者被害の発生、拡大を防ぐため、事業者に対し、消費者安全法に基づく報告徴収、立入調査を行う。 | | | 108 | 「消費者安全法に基づく事業者調査」 消費者被害の発生、拡大を防ぐため、事業者に対し、消費者安全法に基づく報告徴収、立入調査を行う。 | 「報告徴収、立入検査」 0件 | 消費生活相談員等レベルアップ推進事業費（交付金） | | 108 | △ | 調査すべき事業者を見落とすことがないよう被害情報を注視する必要がある。 | 消費生活課 | 相二G |
| | | | | 「消費生活用製品安全法に基づく立入検査による指導」 市町村と連携し、消費生活用製品安全法に基づく販売業者への立入検査を実施する。 | | | | 「消費生活用製品安全法に基づく立入検査による指導」 市町村と連携し、消費生活用製品安全法に基づく販売業者への立入検査を実施する。 | 「特定製品」 35件 「特定保守製品」 5件（県検査分1件を含む） | | | | ○ | 引き続き、感染防止を徹底し、検査を実施する必要がある。 | 消費生活課 | 指導G |
| | | | | 「「かながわ消費生活注意・警戒情報」の発行」 県内の消費生活相談窓口等に寄せられた相談事例の中から、消費者に特に周知する必要がある情報を迅速かつ的確に、県内に広く提供する。（月1回、随時） | | | 1,574 | 「「かながわ消費生活注意・警戒情報」の発行」 県内の消費生活相談窓口等に寄せられた悪質商法等の情報を迅速かつ的確に、県内に広く提供する。（月1回、随時） | 「かながわ消費生活注意・警戒情報」 13回発行（臨時号1回含む。） 各6,200部 テーマ「新成人を狙うエステなどの高額契約に注意！」等 （主な配布先） 市町村、消費者団体、老人会、社会福祉協議会等 348箇所 | 消費生活相談員等レベルアップ推進事業費（交付金） | | 628 | ○ | 県内の消費生活相談窓口にはまだ寄せられていない新たな手口によるトラブルの未然防止につながる情報を積極的に収集していく必要がある。 | 消費生活課 | 相二G |
| | | | | 「重大事故情報等の収集、提供」 商品、サービスに係る事故等の情報をホームページ等により市町村や消費者に情報提供する。また、消費者安全法に基づき、消費生活相談窓口へ寄せられた重大事故情報等の国への通知を行う。 | | | | 「重大事故情報等の収集、提供」 商品、サービスに係る事故等の情報をホームページや広報紙により市町村や消費者に情報提供する。また、消費者安全法に基づき、消費生活相談窓口へ寄せられた重大事故情報等の国への通知を行う。 | ・「かながわ消費生活注意情報」 ホームページ、SNS 4回 ・消費者安全法に基づく国への通知 8件 | | | | ○ | 引き続き、関係機関等が発信する重大事故情報等を踏まえ、迅速な情報発信を行うとともに、消費生活相談窓口へ寄せられた事故情報等の収集を行う必要がある。 | 消費生活課 | 相一G・相二G |
| | | | | 「専門家による法律、技術分野の助言」 消費生活相談への適切な対応のため、担当職員が、法律、技術分野など専門性の高い相談に対し、専門家から必要なアドバイスを受ける。（法律相談（面接）36回、法律相談（文書）9ヵ月、技術相談4回） | | | 88 | 「専門家による法律、技術分野の助言」 消費生活相談への適切な対応のため、担当職員が、法律、技術分野など専門性の高い相談に対し、専門家から必要なアドバイスを受ける。（法律相談（面接）36回、法律相談（文書）9ヵ月、技術相談4回） | 「法律相談（面接）」 36回 99件 「法律相談（文書）」 4、6～12、2月実施 26件 「技術相談」 0回 | 消費生活相談機能支援事業費 消費生活行政強化事業費 | | 88 | ○ | 市町村の消費生活センターからの相談実績が少ないため、活用について引き続き周知する必要がある。 | 消費生活課 | 相一G・相二G |
| | ②適正な表示の推進 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 「景品表示法に基づく事業者指導の実施」 事業者による不当表示に対し指導を実施する。 | | | 625 | 「景品表示法に基づく事業者指導の実施」 事業者による不当表示に対し指導を実施する。 | 「景品表示法に基づく指導」 景品類0件、表示6件 うち食品表示関連2件 | 消費生活行政強化事業費 毎日消費生活相談事業費 | | 625 | ○ | 引き続き、一般消費者等から寄せられた内容を精査し、必要に応じて指導等を行う必要がある。また、悪徳商法目安箱を積極的に周知し、情報提供の促進をはかる必要がある。 | 消費生活課 | 指導G |
| | | | | 「事業者向け研修会等の実施（食品表示関連）」 消費者から信頼される事業者活動促進のため、事業者団体と連携し、事業者を対象としたコンプライアンス意識向上のための研修や、消費者への適切かつ迅速な情報提供を促すための研修を実施する。 ・景品表示法研修会 4回 ほか | | | | 「事業者向け研修会等の実施（食品表示関連）」 消費者から信頼される事業者活動促進のため、事業者団体と連携し、事業者を対象としたコンプライアンス意識向上のための研修や、消費者への適切かつ迅速な情報提供を促すための研修を実施する。 ・景品表示法研修会 4回 ほか | ・食品表示法研修資料の食品衛生課ホームページへの掲載 ・事業者向けセミナー1回（かながわ住まいまちづくり協会） 6名参加 | | | | △ | 新型コロナウイルスの感染状況を考慮し、オンライン会議等による開催方法を検討し効果的な研修を実施する必要がある。 | 消費生活課 | 指導G |
| | | | | 「不当表示防止のための対策の実施」 景品表示法違反の根拠を得るため、違反の疑いがある商品に対し、外部機関による成分検査等を行う。 | | | 625 | 「不当表示防止のための対策の実施」 景品表示法違反の根拠を得るため、違反の疑いがある商品に対し、外部機関による成分検査等を行う。 | 「成分検査」 0件 | 消費生活行政強化事業費 | | 625 | △ | 引き続き、必要に応じて検査の実施を検討する必要がある。 | 消費生活課 | 指導G |
| | | | | 「食品表示の監視指導の実施」 食品営業施設への立入検査時に、アレルギー物質、食品添加物等の食品表示の監視指導を実施し、違反を発見した場合には適正表示を指導するなど必要な措置を行う。 | | | 4,750 | 「食品表示の監視指導の実施」 食品営業施設への立入検査時に、アレルギー物質、食品添加物等の食品表示の監視指導を実施し、違反を発見した場合には適正表示を指導するなど必要な措置を行う。 | 「食品関係営業施設監視件数」 29,060件（令和2年度実績） ※令和3年度は集計中 | 食品営業指導等事業費 | | 4,897 | ○ | 表示を必要とする食品を製造している食品営業施設への立入検査時に、表示の監視指導を実施しており、適正表示の指導をした。今後も継続して監視指導を行う必要がある。 | 生活衛生課 | 食品衛生G |
| | | | | 「栄養表示等の普及啓発」 健康増進に資するよう制度の普及に努める。その上で、食品事業者が表示を行うに当たっての相談を行う。 | | | 245 | 「栄養表示等の普及啓発」 健康増進に資するよう制度の普及に努める。その上で、食品事業者が表示を行うに当たっての相談を行う。 | 「栄養表示等の相談」 51件 | 栄養・食生活対策推進事業費 | | 248 | △ | 栄養成分表示が義務表示となり、適正に表示された食品が流通する状況になってきているので、消費者が健康増進のためにその情報を有効活用できるような普及啓発も進める必要がある。 | 健康増進課 | 健康づくりG |

注 *一箇所しか掲載のない事業は「本掲」の表記はしません。
*「本・再掲の別」は個々の事業単位としました。（予算事業単位ではありません。）
*当初予算額が「（一部）」となっているものの中には、消費者施策に係る事業以外の予算額が含まれているものがあります。（分割できないため）

| 基本方向（大柱） | 令和4年度実施事業計画 | | 重点的取組み | 令和4年度当初予算事業名 | （一部） | 令和4年度当初予算額（千円） | 令和3年度実施事業計画 | 令和3年度実施事業実績 | 令和3年度当初予算事業名 | （一部） | 令和3年度当初予算額（千円） | 評価 | 課題 | 担当課 | 担当グループ | | |
|----------|----------------------|-----|--------|--|------|----------------|--|---|---------------------------|------|----------------|----|--|-------|--------|----|----|
| | 中柱 | 小柱 | | | | | | | | | | | | | | 本掲 | 再掲 |
| | ③食の安全・安心に関する消費者の理解促進 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 【適正な食品表示のための啓発事業の実施】 食品表示について、食品関連事業者自らが責任と自覚をもって適正に行うよう、関係機関や団体と連携して啓発を図る。 | （一部） | 181 | 【適正な食品表示のための啓発事業の実施】 食品表示について、食品関連事業者自らが責任と自覚をもって適正に行うよう、関係機関や団体と連携して啓発を図る。 | 消費者や食品販売事業者に対する食品表示のリーフレットの配布 | 食の安全・安心確保事業費 | （一部） | 281 | ○ | | 生活衛生課 | 食品衛生G | | |
| | | 2ア① | 再 | 【「かながわ消費生活注意・警戒情報」による食の安全・安心に関する情報発信】 県内の消費生活相談窓口等に寄せられた相談事例の中から、消費者に特に周知する必要がある情報を迅速かつ的確に、県内に広く提供する。（2回） | （一部） | 1,574 | 【「かながわ消費生活注意・警戒情報」による食の安全・安心に関する情報発信】 県内の消費生活相談窓口等に寄せられた悪質商法等の情報を迅速かつ的確に、県内に広く提供する。（2回） | 「かながわ消費生活注意・警戒情報」による食の安全・安心に関する情報発信 2回 ・食中毒菌を増やさない為に～温度と時間に注意！～ ・乳幼児の窒息事故に注意！ | 消費生活相談員等「ベルアップ」推進事業費（交付金） | | 628 | ○ | 食の安全に関する消費者が必要とする情報を収集・発信する必要がある。 | 消費生活課 | 相二G | | |
| | | | | 【リスクコミュニケーションの推進】 県民に食の安全・安心に関する情報提供、啓発活動、行政、食品関連事業者などの意見交換やグループ討議等を行い、リスクコミュニケーションを推進する。 | （一部） | 1,357 | 【リスクコミュニケーションの推進】 県民に食の安全・安心に関する情報提供、啓発活動、行政、食品関連事業者などの意見交換やグループ討議等を行い、リスクコミュニケーションを推進する。 | 「食品安全リーフレット」をホームページに掲載 ・かながわの食品衛生 for KIDS | 食の安全・安心確保事業費 | （一部） | 740 | ○ | 令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、リーフレットの配布を中止し、ホームページに掲載した旨を、各小学校へ周知し、アンケートを実施した。その結果、リーフレットの配布の要望があったことから、令和4年度は小学校向けのリーフレットを作成及び配布する必要がある。 | 生活衛生課 | 食品衛生G | | |
| | | | | 【かながわ食育出前講座の実施】 「食品の栄養表示」等に関する出前講座を実施する。 ※令和4年度は新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえて再開を予定。 | | - | 【かながわ食育出前講座の実施】 「食品の栄養表示」等に関する出前講座を実施する。 ※令和3年度においても、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止。 | 「かながわ食育出前講座」 0件 ※新型コロナの影響により中止 | - | | - | × | 新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止としたことから、講座の提供方法について改善する必要がある。 | 健康増進課 | 未病対策G | | |
| | | | | | | | | 「食の安全・安心基礎講座」 0回 「食の安全・安心キャラバン」 0回 「食の安全・安心ラボ」 1回 ※新型コロナの影響により中止 | | | | △ | 基礎講座及びキャラバンは、新型コロナの影響により実施できなかったが、大学生を対象としたラボでは学園祭で動画配信を実施した。今後も動画配信やオンライン方式の開催等について検討する必要がある。 | 生活衛生課 | 食品衛生G | | |

注 *一箇所にか掲載のない事業は「本掲」の表記はしません。
*「本・再掲の別」は個々の事業単位としました。（予算事業単位ではありません。）
*当初予算額が「（一部）」となっているものの中には、消費者施策に係る事業以外の予算額が含まれているものがあります。（分割できないため）